

国会法及び衆議院規則の制定経過

昭和 21 年

- 3 月 4 日 憲法改正で総司令部と日本側で徹宵交渉。
- 3 月 6 日 政府は「憲法改正草案要綱」を発表。
- 3 月 12 日 臨時法制調査会を設置することを閣議決定した。
- 3 月 20 日 スウォープが手引書の作成を命令した。
- 3 月 27 日 ウィリアムズが小林次郎貴族院書記官長及び近藤英明書記官に貴族院の機構と運営方法を聞いた。数日後に衆議院の大池眞書記官長及びその部下とも同様の話し合いをした。
- 4 月 10 日 第 22 回衆議院議員総選挙を施行。
- 4 月 17 日 政府は憲法改正草案を発表した。
- 4 月 22 日 幣原内閣が辞表を奉呈。
- 5 月 10 日 「日本の議会 機構と手続に関する手引き」ができる。
- 5 月 13 日 極東委員会が「新憲法採択の三原則」を発表。
- 5 月 22 日 吉田内閣が成立。
- 5 月 23 日 民政局長宛覚書「帝国議会の組織及び手続の改革」(スウォープ及びエスマン)。
- 6 月 6 日 民政局スウォープ中佐と樋貝詮三衆議院議長、大池衆議院書記官長が会談して、衆議院規則と手続を改正・自由化することについて話し合った。樋貝議長は規則改正委員会の設置に難色を示した。
- 6 月 8 日 貴衆両院事務局(西沢・寺光)と法制局(宮内)との事務レベルの折衝。
- 6 月 10 日 引続き、貴衆両院事務局(西沢・寺光)と法制局(宮内)との事務レベルの折衝、「議院法改正に関する要綱覚」を纏める。
民政局スウォープ中佐と樋貝詮三衆議院議長、大池衆議院書記官長が 2 回目の会談をした。樋貝議長は規則改正委員会の設置に反対した。
- 6 月 18 日 衆議院の各派交渉会において議院法規調査委員会¹(20 名の委員、議長、副議長及び書記官長)の設置が決定された。
- 6 月 20 日 第 90 回帝国議会(臨時議会、10 月 11 日まで)が開会。帝国憲法改正案が提出された。
- 6 月 21 日 マッカーサーは憲法改正に関する「議会における討議の三原則」を発表した。
- 6 月 25 日 衆議院で憲法改正案の本会議上程。
- 6 月 27 日 各派に議院法規委員会の 20 名の委員を依頼した。
- 7 月 3 日 勅令 348 号により内閣に臨時法制調査会²が設置された。

¹ 議院法第 20 条第 4 項の特別委員会ではなく、非公式の調査委員会であった。

² 臨時法制調査会は昭和 21 年 7 月 3 日に設置され、4 部会に分かれて検討した。第 1 部会は皇室及び内閣関係、第 2 部会は国会関係、第 3 部会は司法関係、第 4 部会は財政その他の関係であって、昭和 21 年 10 月 16 日の最終答申では、19 件の要綱を答申した。

- 7月4日 各派委員が決定し、議院法規調査委員会が発足した。
- 7月6日 議長副議長と各派の20名の委員で議院法規調査委員会が初会合を開いた。
- 7月7日 臨時法制調査会が議院法幹事会を開き、「議院法をもって定めるべき主たる事項」を検討した。
- 7月8日 貴衆両院事務局（西沢・近藤）と法制局（宮内）との事務レベルの打合せを行い、16項目に亘る検討項目を纏める。これを整理・浄書したのが、臨時法制調査会第二部会の検討原案「[議院法の改正に関する研究項目〔7月8日〕](#)」であり、議院法規調査委員会の検討原案の案「新憲法ニ基キ議院法ニ規定ヲ要スル事項」であった。
- 7月9日 臨時法制調査会が議院法幹事会第2回を開き、「議院法の改正に関する研究項目〔7月8日〕」を資料として用いた。
- 7月11日 臨時法制調査会第1回総会が開かれた。
- 7月13日(土) 臨時法制調査会第二部会（国会関係）第1回（午後1時30分、首相官舎ホール）。
- 7月15日(月) 民政局と議院法規調査委員会の進歩党委員が会談。
臨時法制調査会第二部会小委員会第1回。
- 7月17日(水) 民政局と議院法規調査委員会の社会党委員が非公式に会談。
臨時法制調査会第二部会小委員会第2回。
- 7月19日(金) 臨時法制調査会第二部会小委員会第3回。
- 7月22日 臨時法制調査会第二部会小委員会第4回。
- 7月24日(水) 臨時法制調査会第二部会小委員会第5回（午後1時半から午後4時まで、首相官邸大食堂）（議院法の検討に着手した）。
- 7月25日 衆議院帝国憲法改正案委員会芦田小委員会（8月20日まで）
- 7月26日 民政局と議院法規調査委員会の自由党委員が会談。
臨時法制調査会第二部会小委員会第6回（午後1時半から午後4時半まで、首相官邸大食堂）。
- 7月29日(月) 臨時法制調査会第二部会小委員会第7回（午後1時半から午後4時半まで、首相官邸大食堂）。
- 7月31日(水) 臨時法制調査会第二部会小委員会第8回（午後1時半から午後4時半まで、首相官邸大食堂）。
- 8月5日 民政局と議院法規調査委員会の小会派委員が会談。
- 8月7日(水) 臨時法制調査会第二部会。
臨時法制調査会第二部会小委員会第9回（午後1時30分から午後5時まで、首相官舎ホール）が「[議院法改正の項目〔初版〕](#)」をもとに検討。
- 8月9日(金) 臨時法制調査会第二部会小委員会第10回（午後1時30分から午後5時まで、首相官邸ホール）。
議院法規調査委員会第1回（午後1時25分から午後3時10分まで）0、国会法案要綱を起草。
- 8月13日(火) 臨時法規調査会第二部会（国会法、参議院議員選挙法）第2回（午後1時

半から午後 4 時まで、首相官邸ホール) で「[議院法改正の項目](#)〔改訂版〕すなわち「国会法案要綱試案」を決定。

- 8 月 16 日 議院法規調査委員会第 2 回 (午後 1 時 20 分から午後 3 時 20 分まで)、国会法案要綱を起草。
- 8 月 21 日 衆議院帝国憲法改正案委員会芦田小委員会の案を委員会で可決した。臨時法制調査会第 2 回総会で「国会法案要綱試案」を提示。
- 8 月 23 日 樋貝詮三が衆議院議長を辞任し、山崎猛が衆議院議長に就任した。
- 8 月 24 日 衆議院本会議で帝国憲法改正案を修正議決した。
- 8 月 30 日 議院法規調査委員会第 3 回 (午後 1 時 15 分から) において 19 項目よりなる「[新憲法ニ基キ國會法ニ規定スル事項](#)」を決定。これは「新憲法ニ基キ議院法ニ規定ヲ要スル事項」を臨時法制調査会第二部会での検討内容を反映させる形で書き改めたものであった。
- 9 月 3 日 民政局で「新憲法下の国会の障害」を作成。
- 9 月 4 日 「新憲法ニ基キ国会法ニ規定スル事項」を新聞紙上に発表。
- 9 月 10 日 民政局で「新憲法下の国会の障害」の改訂版を作成。ウィリアムズが覚書を発表 ([J・ウィリアムズの覚書 \(1946 年 9 月 10 日\)](#))。
- 10 月 6 日 貴族院本会議において帝国憲法改正案を委員長報告のとおり修正議決した。憲法改正案は直ちに衆議院に回付された。
- 10 月 7 日 衆議院本会議において 5 名の反対者を除く圧倒的多数をもって、帝国憲法改正案を貴族院修正のとおり可決。
- 10 月 12 日 第 90 回帝国議会在閉会。
- 10 月 14 日(月) 衆議院事務局において、議院法規調査委員会決定の「新憲法ニ基キ国会法ニ規定スル事項」の要綱により、法文を整理することとなり、条文化の調査研究を始めた。
- 臨時法制調査会第 3 回第二部会 (午前 10 時から午後 5 時まで、首相官邸ホール)
- 臨時法制調査会第 3 回総会
- 10 月 15 日 衆議院事務局における調査研究。
- 10 月 16 日 衆議院事務局における調査研究。
- 10 月 18 日 衆議院事務局における調査研究。
- 10 月 19 日 衆議院事務局における調査研究。
- 10 月 21 日 衆議院事務局における調査研究。
- 10 月 22 日 衆議院事務局における調査研究。衆議院議長より吉田内閣総理大臣宛て公文をもって次の議会に議員案として提出する旨の通告を発した。臨時法制調査会第 3 回総会で「国会法案要綱 (案)」を提示。
- 10 月 23 日 衆議院事務局における調査研究。
- 10 月 24 日 衆議院事務局における調査研究。
- 10 月 25 日 衆議院事務局における調査研究。

- 10月26日 臨時法制調査会総会で「国会法案要綱」³を答申。
- 10月28日 衆議院事務局における調査研究。
- 10月29日 衆議院事務局における調査研究。
- 10月30日 衆議院事務局における調査研究。
- 10月31日 衆議院事務局書記官会議において14日間の調査研究の上、漸く[国会法第1次草案](#)を完成し、GHQに送付。
- 11月3日 日本国憲法が公布された。
ウィリアムズが山崎猛衆議院議長、木村小左衛門衆議院副議長、大池眞衆議院書記官長と議会改革について話し合った。
- 11月4日 民政局立法課長J・ウィリアムズが[第1次指示（原文）（J・ウィリアムズの第1次指示（11月4日））](#)。
- 11月5日 衆議院事務局において司令部の意見の織り込みを研究。
- 11月6日 ウィリアムズの第1次指示の続き。
衆議院事務局において司令部の意見の織り込みを研究。
- 11月7日 衆議院事務局において司令部の意見の織り込みを研究。
- 11月8日 衆議院事務局において司令部の意見の織り込み広範囲の大修正をした。
- 11月9日 書記官会議の検討結果を浄写・印刷し、「[国会法草案](#)」を作成した。
- 11月11日 衆議院側の西沢、久保田両書記官、内藤の3人が法制局に出張し、法制局側の佐藤次長、宮内第二部長に一般的の説明をし、意見を聴取した。午後に書記官会議。
- 11月12日 衆議院側の西沢、久保田両書記官、内藤の3人が法制局に出張し、法制局側の佐藤次長、宮内第二部長に一般的の説明をし、意見を聴取した。
- 11月13日 書記官会議。
- 11月14日 第4回議院法規調査委員会を開き、法文を付議し大池書記官長より説明報告をした。
- 11月15日 衆議院側の西沢、久保田両書記官、内藤の3人が法制局に出張し、法制局側の佐藤次長、宮内第二部長に一般的の説明をし、意見を聴取した。第5回議院法規調査委員会を開き、法文を付議し大池書記官長より説明報告をした。
- 11月16日 衆議院事務局書記官会議を開き、第2次草案を内定し、GHQに通知した。
- 11月20日 衆議院の会議を開き、若干の修正をし、印刷局に回送し第1回印刷物〔未定稿〕を了した。
- 11月21日 第6回議院法規調査委員会を開き、大池書記官長より、再度の説明をし、[国会法第2次草案](#)を決定。GHQの承認が得られないことから条文の発表を控え、「[新国会法に就いて](#)」として発表し、新聞各社に条文発表を控えるよう連絡を行った。
- 11月22日 ウィリアムズが来訪、議長に第2次指示（[J・ウィリアムズの第2次草案後の指示（1946年11月22日）](#)）。

³ 国会法案については、参議院議員選挙法案ほどの議論もなく纏まった。

- 11月24日 事務局の会議を開き、第2次指示により修正のための法文を決定。
- 11月25日 第91回議会在が召集された。
- 11月26日 第91回帝国議会の開院式が挙行された。第7回議院法規調査委員会を開き、大池書記官長より修正点につき詳細に説明した。
- 11月28日 GHQの常置委員会を認めないという指示について各党幹事長書記長会談が行われた。
- 11月29日 国会法の最終草案を民政局に提出。
- 11月30日 各党幹部打合せ会。
- 12月1日 ウィリアムズが議院法改正の進捗状況に関する覚書をホイットニー将軍に提出した。その中で議院法99カ条のうち、69カ条は残された。それらは主として、院内の規律、警察権、辞職、退職、両院の関係、請願、役員の選挙などである。国会法案123カ条のうち24カ条が旧議院法の抜本的修正で、議会に科された足かせを取り除き、衆参両院の尊厳を高め、参議院に対する衆議院の優位を確立することを意図した。新設の30カ条は国会が助力者、機構、施設を持つことを意図したものである⁴。
- 12月3日 政府側にて國會法案を臨時閣議に付し、検討の上、非公式の文書にて2点の意見申出があり、佐藤次長が説明に書記官長の所へ来る、同時に法制局としての意見の開陳もあった。印刷局に注文、第二回目〔假〕を印刷する。
- 12月4日 第8回議院法規調査委員会。社会党の修正案及び共産党の国会法案の説明が行われ、大幅な修正・譲歩が行われた。[国会法第3次草案](#)をGHQに提出。
- 12月6日 ウィリアムズが第3次指示 ([J・ウィリアムズの第3次草案後の指示 \(1946年12月6日\)](#))
- 12月7日 衆議院書記官会議 (15:10~22:50)。
- 12月9日 第9回議院法規調査委員会。[国会法第4次草案](#)をGHQに提出。
- 12月11日 第3回目印刷物〔三〕。
- 12月14日 ウィリアムズが来訪 (11:00~12:00)。第4次指示 ([J・ウィリアムズの第4次草案後の指示 \(1946年12月14日\)](#))。第10回議院法規調査委員会 (14:00~15:00)。書記官会議 (15:00~23:00)。
- 12月16日 第5次草案 (最終案) がGHQに提出され、了承された。
- 12月17日 [国会法案](#)が衆議院に提出された。
- 12月18日 議院法規調査委員会を開会。衆議院本会議で国会法案について第一読会を行い、趣旨説明の後に36名の委員に付託した。
- 12月19日 衆議院国会法案委員会において、午前10時41分から委員長理事互選を行い、坂東幸太郎君が投票管理者となつて、井上知治君を委員長に推薦する動議により井上知治君が委員長に当選し、次に動議により理事は年長管理者が指名するに決し、投票管理者の指名で理事8名を選出し、午前10時

⁴ ジャスティン・ウィリアムズ著 市雄貴・星健一訳『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社、1989年、223-224頁。

43分に休憩した。午後2時10分に再開して、井上委員長が欠席なので坂東理事が委員会の了承を得て委員長代理となり、大池書記官長の出席を求めて国会法案の立案の経過の説明を受けることに決し、大池書記官長が各条別に国会法案の立案の経過及び条文の議論を報告した。その後二人の委員からも法規委員会の経過等について説明があり、その後仮議長と事務総長を役員に含ませることの可否、常任委員会の権能、審査のための議員派遣の当否、公聴会と議員の審議権との関係、各派交渉会と議院運営委員会との関係、両院法規委員会の権限などについて質疑が行われた。

12月20日 国会法案委員会を開会して、質疑を継続した。ここでは、公聴会の運営について、専門的職員と官僚の関係、国会図書館の設置、常置委員会と会期の関係、議院法制部のあり方、再度浅沼委員から事務総長が役員に入ることについての疑義が述べられたが、討論に入り、日本自由党より賛成、日本進歩党より賛成、日本社会党より賛成、協同民主党より賛成、国民党より賛成、日本共産党より賛成の意見が述べられた後、採決され、起立総員で原案通り可決した。国会法案委員会は2日間6時間ほどの審査時間であった。

12月21日 衆議院本会議において国会法案を議題とし第一読会の続を開き、井上知治委員長の報告があつて、第二読会を開くことを異議なく決し、次に直ちに第二読会を開く動議を異議なく決し、第二読会を開いて議案全部を議題とし、採決の結果、委員長報告の通り全会一致で可決した。その後動議により第三読会を開くことを異議なく決し、第三読会を開いて議案全部を議題とし、別に発言もなく第二読会議決の通り全会一致で可決確定し、貴族院に送付した。

12月22日 貴族院は本会議を開き、国会法案（衆議院提出）を議事日程の順序を変更して議題とし、第一読会を開き、佐々木惣一君が政府提出としなかった経緯及び臨時議会の3日間で議了しなければならないかについて質疑をし、植原国務大臣が答弁に当たった後、27名からなる国会法案特別委員を議長が指名した。

12月23日 貴族院国会法案特別委員会は、衆議院議員選挙法第二十二条の特例等に関する法律案を可決した後、国会法案について午後から質疑を行った。貴族院でも十分に審議を尽くすとして、各章別に第一章から順に審議し、第三章まで質疑を行った。

12月24日 貴族院国会法案特別委員会は、第四章から質疑を行った。特に論議となったのは、第56条3項の委員会において会議に付さないと決定した議案が廃案となる規定について、他の議院から送付された議案や政府から提出された議案についても適用があるかという点と、第84条について参議院は両院協議会を請求することができないかという問題であった。法案に対する両院の意見が不一致の場合に、国会法案第84条は衆議院には両院協議会開催要求を認めていたが、参議院には認める規定がなかったので、貴族

院は衆議院と同等の権利を求めて修正を要求した。一通りの質疑は終わった。

12月25日 貴族院国会法案特別委員会は午前10時から委員会を開いて討論に入ることになっていたが、多々修正すべき意見があったため、開会されなかった。第91回議会は会期が終了し、国会法案は貴族院において審議未了となった。

12月26日 第91回帝国議会が閉会。

12月28日 第92回帝国議会が開会（通常会、昭和22年3月31日（解散）まで）。

昭和22年

1月10日 衆議院国会法案委員会で下打合せ。

1月13日 民政局と両院議長会談。

1月14日 民政局と貴族院議員会談。

1月15日 貴族院で国会法調査会。

1月17日 民政局と貴族院議員会談。

1月25日 衆議院国会法調査会小委員会。

1月28日 衆議院国会法調査会。

1月29日 衆議院国会法調査会。

2月1日 議院法規調査委員会を開会。

2月3日 衆議院に国会法案を再提出。

2月21日 衆議院本会議において前議会と同一内容の国会法案を山口喜久一郎君の趣旨説明があって、第二、第三読会の順序を省略して議決することの動議を可決し、次いで実質的審議なく本案について採決し、起立総員の全会一致で可決して、同日に貴族院に送付した。

2月22日 貴族院本会議において第一読会を開いて、27名からなる国会法案特別委員を議長の指名で選任し、国会法案を委員会付託した。

2月24日 貴族院国会法案特別委員会は開会して、懇談会を開いた。

2月25日 貴族院国会法案特別委員会は貴族院調査会が議会閉会中に纏めた修正案も参考にして各章毎に質疑を行って、一応終了した。

2月26日 民政局と大池衆議院書記官長が会談。

2月27日 貴族院においては修正についての研究に時間がかかり、懇談を重ねた。

3月4日 貴衆両院懇談会。

3月17日 貴族院においては修正について、懇談を重ねた。

3月18日 貴族院国会法案特別委員会において修正案を提出した大木操君が修正案の趣旨の説明をして、質疑をした。参議院からの両院協議会の請求については、第84条2項を追加して参議院は衆議院の回付案に同意しなかったときに限り両院協議会を求めることができ、衆議院はこの両院協議会の請求を拒むことができるとの修正で、他のものを含めると10項目の修正となり、質疑の後政府も賛成であるとの意見が述べられ、採決に入り、修正案

を全会一致で可決し、その後修正部分を除く原案を全会一致で可決して、委員会審査を終了した。その後、本会議において議事日程に追加して第一読会の続を開くことに決定し、政府の同意も得たので、委員会の修正案が印刷配付の暇がなかったので、書記官に朗読させた。その後伯爵橋本實斐委員長が特別委員会の経過並びに結果を報告した。報告の後、別に発言もなく、第二読会を開くことを異議なしで決定し、直ちに第二読会を開くことを異議なしで決定し、第二読会を開き、本案全部を委員長報告の通り異議なしで決定し、直ちに第三読会を開くことに異議なしで決定し、第三読会を開いて、本案全部を第二読会の通り異議なしで決定した。貴族院において国会法案は全会一致で修正議決（[國會法案貴族院修正案](#)）された。同日に国会法案は貴族院から一部修正のうえ衆議院に回付された。

3月19日 衆議院本会議において日程第十一に掲載された国会法案（本院提出、貴族院回付）を繰り上げ上程することに異議なく決定し、政府も議事日程変更に同意したので、日程の順序を変更して議題とし、討論の通告があったのでこれを許し、各派を代表して山口喜久一郎君が賛成の討論をした後、本案の貴族院の修正に同意する議員の起立を求め、起立総員で貴族院の修正に同意することに決した。こうして貴族院の回付案に全会一致で同意をし、国会法は成立した。

3月22日 国会法案を閣議決定し、上奏した。

3月28日 国会関連諸法律が成立した。

3月31日 衆議院が解散され、第92回帝国議会在閉会した。

4月9日 枢密院が国会法案を可決した。

4月14日 国会法案の裁可。

4月30日 [国会法](#)公布。

5月21日 政令第55号により臨時法制調査会が廃止された。

[資料集]

[資料]

議院法改正に関する研究項目〔7月8日〕

(一) 題名は、議院法とすること。

(二) 会期。

(イ) 通常会の会期は法定すること。

(ロ) 臨時会の会期の定め方を法定すること。

(ハ) 会期延長はいずれかの一院が議決し他院これに同意することによること。

(ニ) 会期は両議院の成立した日からこれを起算すること。

(三) 開会式。開会式は両議院成立の後これを行ふ。

(四) 第四十九條による臨時会召集の請求の手續を法定すること。

(五) 第五十條の緊急集会に関する規定を置くこと。

(六) 第四十五條に關聯して歳費に関する規定を置くこと。

- (七) 第四十六條に関連して国会開会中の議員不可侵權に對する例外の場合を定めること。
- (八) 第五十三條に關聯して
 - (イ) 同條第二項の特に秘密を要することの認定は院議による旨を法定すること。
 - (ロ) 同條第三項については記名投票の方法を採ること。
- (九) 第五十四條第一項の役員の範圍及びその選任方法を法定すること。
- (一〇) 第五十五條に關聯して
 - (イ) 兩院協議会に關する規定の要否。
 - (ロ) 休会に關する規定を設けること。(他の法條にも關係あり。)
 - (ハ) その他本條の運用について必要な規定を設けること。
- (一一) 第五十六條に關聯して兩院協議会に關する規定を設けること。
- (一二) 第五十八條に關聯して國務に關する調査及証人の喚問に關する規定を設けること。
- (一三) 第六十三條に關聯して内閣總理大臣の指名に關する手續を法定すること。
- (一四) 第六十四條に關聯して國務大臣任命の承認の手續を法定すること。
- (一五) 常置委員會の規定を設けることの可否。
- (一六) 第五十一條に關連して規定を設けることの要否。

〔資料〕

新憲法ニ基キ議院法ニ規定ヲ要スル事項 議院法規調査委員會 (昭和 21 年 7 月 8 日)

新憲法ニ基キ議院法ニ規定ヲ要スル事項

- 一、議院法トスベキカ國會法トスベキカ、
- 二、會期ヲ規定スベキカ、ドウカ、
 - (1) 常會ノ會期ヲ法定スルカ、
 - (イ) 召集日ヲ一定スルカ、
 - (ロ) 會期ハ一定スルカ、又ハ最短期間ヲ定メ、其レ以上ニ於テ其ノ都度詔書ヲ以ツテ定メラルヽコトトスルカ、
 - (ハ) 召集サルヽ場合ノ召集日迄ノ期間ヲドウスルカ、
 - (2) 臨時會及ヒ特別會ノ會期ハ、ドウスルカ、
 - (3) 會期ノ延長ヲドウスルカ、
- 三、開會ノ式ヲ行フカ、ドウカ
 - (1) 兩院別ニ行フカ、兩院成立後合會デ行フカ (行幸ヲ請フカ)
 - (2) 合會ノ場合議長ノ職ハ衆議院議長トスルカ、會場ハドコニスルカ、
 - (3) 會期ノ起算点ヲドウスルカ、
- 四、第四十九條ノ臨時會請求ノ手續
 - (1) 要求議員ノ連名デスルカ、議長ヨリ請求スルカ、
 - (2) 會期ヲモ請求シ得ルコトトスルカ、
 - (3) 異ナリタル要求ニ以上アリタルトキハ、ドウスルカ、
- 五、歳費ニ關スル規定 (第四十五條)
 - (1) 議院法ニ規定スルカ、單行法デ定メルカ
 - (2) 相當額ヲドウスルカ、

- (3) 調査費、旅費、滞在費、手當等ハ、ドウスルカ、
- 六、第四十六條ノ開會中ノ議員不可侵權ニ對スル例外
 - (1) 現行犯罪及内亂外患罪ノミデヨイカ（現行憲法第五十三條）
 - (2) 選舉違反事件繫屬中ノ者ノ登院ヲ認ムルカ、ドウカ、
 - (3) 其他名譽犯罪ハ其ノマヽデヨイカ（院議ニ依リ登院停止ヲ認ムルカ）
- 七、參議院ノ緊急集會ニ關スル手續
 - (1) 議長ニ通達シテ議長ガ集會セシムルカ、
 - (2) 内閣ノ告示ヲ以ツテ召集スルカ、
 - (3) 天皇ノ召集ヲ待ツカ、
- 八、第五十二條ノ定足數
 - (1) 定足數ヲ必要トセザル場合ヲ規定スル要ナキカ、
 - (2) 法文通り開議ノ場合ト議決ノ場合トニ限り、存續條件トセザルコトトナスカ、
- 九、秘密會ニ付キ（第五十三條）
 - (1) 秘密會ノ要求權
 - (イ) 議員ノ定數ヲドウスルカ、議長發議ヲ認メルカ、
 - (ロ) 内閣ニモ之ヲ認ムルカ
 - (2) 公表セサルモノハ院議ヲ以テ決スルカ、議長ノ認定ニ一任スルカ、又ハ兩者併用カ、
 - (3) 第三項ノ表決議員ノ記載ハ記名投票ニ依ルコト
- 十、役員ノ範圍及選任方法
 - (1) 議長
 - (2) 副議長ヲドウスルカ、員數、
 - (3) 假議長又ハ議長代理ヲドウスルカ、
 - (イ) 選舉スルカ、
 - (ロ) 其ノ都度議長ノ指名トスルカ、
 - (4) 全院委員長ハ役員トスルカ、又ハ全院委員會ハ存置スルカ
 - (5) 書記官長ハ役員トスルカドウカ、
 - (イ) 名稱ヲドウスルカ、
 - (ロ) 役員トシタ場合、議員以外ノ者ヨリ選任スルコトヲ規定スル要ナキカ、
 - (ハ) 身分ヲドウスルカ、又ハ任期ヲ附スル要ナキカ、
 - (ニ) 事務局員ハ公務員トスル要ナキカ、其ノ任命權ハドウスルカ、
 - (ホ) 正副議長缺ケタル場合ノ代行機關ヲドウスルカ、
- 十一、第五十五條ニ依リ衆議院ノ法律案再議ノ場合、
 - (1) 両院協議會ヲ開クコトヲ規定スルカドウカ、
 - (2) 國會休會トハドンナ場合カ規定スル要ナキカ、
 - (3) 本條ハ常會以外ニ適用ナキコトヲ規定スルカドウカ、
 - (4) 臨時會、特別會ノ場合ハ次ノ會期デ第二項ヲ適用スルコトヲ規定スル要ナキカ、
- 十二、両院協議會規定
現行規定中改正スヘキ点ガアルカ、ドウカ、

十三、第五十八條ノ調査及證人喚問等ニ關スル規定

(1) 調査ヲ行フ場合ノ細則

- (イ) 議員自ラノ調査ヲドウスルカ、
- (ロ) 當事者ノ辯明ヲドウスルカ、
- (ハ) 證人ニ關スル其ノ他一切ノ方法、實費辨償等

十四、選舉及資格争訟（第五十一條）

- (1) 選舉無効及資格ノ有無ニ限ルカ、ドウカ、
- (2) 選舉違反迄及ボスカ、ドウカ、
 - (イ) 檢察廳ヲ原告トスルカ、
 - (ロ) 國民ノ訴追ヲドウスルカ、
 - (ハ) 被疑議員ノ辯護ヲドウスルカ、
議會辯護團名簿主義トスルカ、
任意辯護主義ヲトルカ、
- (3) (1) ヲトル場合、司法裁判所ニ對スル委任立法ヲ必要トスルカ、ドウカ、

十五、常置委員ノ設置

- (1) 國務調査ニ付キ當然必要デハナイカ、
- (2) 選舉及資格争訟ニモ閉會後ニ涉ルタメ必要デハナイカ、
- (3) 常置委員會ノ決定ト臨時會召集トノ關係ヲドウスルカ

十六、總理大臣指名ノ手續

十七、國務大臣ノ承認方法

十八、弾劾裁判所

- 1. 國會ガ裁判スルトハ議決ヲ必要トスルカ、
- 2. 裁判所ニ委任シテ國會ノ裁判トナスカ、
- 3. 罷免訴追ノ場合ヲ法デ限定スルカ（第十四條）
- 4. 罷免請求ノ手續ヲドウスルカ（第十五條）
- 5. 此ノ訴追ハ弾劾裁判所ノ両議員ニ對シテモ及ボスカ、

〔資料〕

議院法改正の項目〔初版〕昭和二十一年八月七日臨時法制調査会第二部会

- (一) 題名は國會法とし全文改正すること。
- (二) 會期。
 - (イ) 通常會の會期は四箇月と法定すること。
 - (ロ) 臨時會及び特別會の會期は、召集の際内閣がこれを定めるものとする事。（第四十九條後段の場合亦同じ。）
 - (ハ) 會期延長は（通常會、特別會、臨時會の各場合ともに）いずれかの一院が議決し他の一院がこれに同意するものとする事。
政府は何時たりとも會期延長を定めることができるものとする事。
- (ニ) 通常會の召集は、集會の期日を定めて少くとも二十日前に公示せられること。
- (ホ) 會期は國會召集の日からこれを起算すること。

- (三) 開會式。通常會及び特別會の場合のみ、両議院成立の後にこれを行ふものとし、國會の主催する儀式として、これに陛下の親臨を仰ぐものとする。
- (四) 第四十九條後段の場合には、各議院の議員は連署の書面を以てその議院の議長を通し、附議事件及び會期豫定日數を具して、臨時會の召集の決定を政府に請求すること。
(この場合にも會期の決定権は内閣にあること。前述参照。)
- (五) 第五十條の緊急集會に関しては、内閣から参議院議長に對し、集會を請求し、議長から参議院の各議員に對し、右の請求のあつた旨を通知すること。(尚集會中の参議院議員の身分保障は國會開會中に準ずる旨を法定すること。)
- (六) 第四十六〔四十五〕條に關連しては、歳費の費額を國會法中に法定すること。
費額は議長、副議長及び各議員共凡て議員として一律に三萬圓と定め、役員には職務手当の如きものを別に支給するものとし、その額は議長一萬圓、副議長五千圓とし、これを法定すること。旅費、無賃乗車證等の規定は現行通に存置すること。
- (七) 第四十六條に關連しては、両議院の議員が會期中逮捕され得るのは(イ) 現行犯罪
(ロ) 内亂外患に關する罪の場合(ハ) その院の許諾のあつた場合に限り、又會期前に逮捕された議員は右の(イ)(ロ)の場合を除いては、その院の要求があれば、會期中これを釋放しなければならないものとする。
- (八) 第五十三條第三項に規定する事項は、現在の記名投票の方法を利用するものとする。
- (九) 第五十四條第一項に關しては役員は議長、副議長、委員長(及び委員)とし
両議院において、おのおの、これを選挙するものとする。
(備考) 同項の役員の内には入らざるも、両議院事務局の職員は官吏とせず、公務員たるものとし、書記長は、議院に於て、議員以外の者から選挙するものとし、その他は書記長の任命するものとし、この點をも法定すること。
- (十) 第五十五條に關しては、兩院協議會の規定を議院法に設けること。
- (十一) 同條及び第五十六條に關しては、
(イ) 兩院協議會に關する規定は略々現行通のもので、可なるも〔、〕協議會で成立した成案を再び各議院に持ち歸ることなく、協議會の決議は、そのまま法律又は豫算となるものとする。
(ロ) 休會は兩院の決議の一致した場合に限るものであることを法定し、必要があれば手續を定めること。
- (十二) 第五十八條に關しては、所要の手續を法定し、旅費、實費辨償等の規定を整備すること。
- (十三) 第六十三條及び第六十四條に關しては、衆議院の先議權を法定し、その他所要の規定を設けること。
- (十四) 常置委員會に關し所要の規定を設け、或る種の問題については、この委員會において、處理する旨を明規すること。
- (十五) 第五十一條の適用範圍は選挙訴訟と資格審査に限るものとし、この場合に手續を法定すること。
- (十六) 國會に兩院共同の國會圖書館を附置し國會議員(できうれば議員外一般民衆をも

加へて)の教養に資することとする。

〔資料〕

議院法改正の項目〔改訂版〕昭和二十一年八月十三日臨時法制調査会第二部会決定

(一) 題名は国会法とし全文改正すること。

(二) 会期。

(イ) 通常会の会期は、四箇月とすること。

(ロ) 臨時会及び特別会の会期は、召集の際内閣がこれを定めるものとする(第四十九条後段の場合も亦同じ)

(ハ) 会期延長は、(通常会、特別会、臨時会の各場合ともに) いづれかの一院が議決し他の一院がこれに同意するものとする。政府は、両議院の同意を経て会期延長を定めることができるものとする。

(ニ) 通常会の召集は、集会の期日を定めて少なくとも二十日前に公示せられること。

(ホ) 会期は、国会召集の日からこれを起算すること。

(三) 開会式。両議院成立の後にこれを行うものとし、国会の主催する儀式として、これに陛下の親臨を仰ぐものとする。

(四) 第四十九条後段の場合には、各議院の議員は連署の書面を以てその議院の議長を通じ、要求の趣旨及び会期予定日数を具して、臨時会の召集の決定を政府に要求すること。

(この場合にも会期の決定権は内閣にあること。前述参照)

(五) 第五十条の緊急集会に関しては、内閣から参議院議長に対し、集会を請求し、議長から参議院の各議員に対し、右の請求のあつた旨を通知すること。(なお、集会中の参議院議員の身分保障は国会開会中に準ずるものとする。)

(六) 第四十五条に関連しては、歳費の費額を国会法中に法定すること。費額は三万円と定め、議長及び副議長には、職務手当の如きものを別に支給するものと法定すること。旅費、無賃乗車等の規定は現行通りに存置すること。

(七) 第四十六条に関連しては、両議院の議員が会期中逮捕されるのは、(イ) 現行犯罪(ロ) 内乱外患に関する罪 (ハ) その院の許諾のあつた場合に限り、又会期前に逮捕された議員は右の(イ)(ロ)の場合を除いては、その院の要求があれば、会期中これを釋放しなければならないものとする。

(八) 第五十三条第三項に規定する事項は、現在の記名投票の方法を利用するものとする。

(九) 第五十四条第一項に関しては、役員は議長、副議長、仮議長及び全院委員長とし、両議院において、おのおの、これを選挙するものとする。

(備考) 同項の役員の内には入らないが、両議院事務局の職員は官吏とせず、公務員たるものとし、事務総長は、議院において議員以外の者から選挙するものとし、その他は事務総長の任命するものとする。

(十) 両院協議会の規定を設けること。

(十一) 休会は、両院の決議の一致した場合に限るものであることを法定し必要があれば手続を定めること。

- (十二) 第五十八条に関しては、所要の手續を法定し、旅費、実費弁償等の規定を整備すること。
- (十三) 第六十三条及び第六十四条に関して所要の規定を設けること。
- (十四) 継続委員会及び常置委員会に関する規定を設けること。
- (十五) 第五十一条に関しては、資格審査に関する手續を法定すること。
- (十六) 憲法に特別の規定ある場合（例へば第五十五条）を除き、両議院の一において否決した法律案は同会期中において再び提出することができない旨の規定を設けること。
- (十七) 政府委員に関する規定を設けること。
- (十八) 国会に両院共同の国会図書館を附置し、国会議員（できれば議員外一般民衆をも加へて）の調査研究に資することとする。

〔資料〕

新憲法ニ基キ國會法ニ規定スル事項 昭和 21 年 8 月 30 日議院法規調査委員會決定

一、題名ハ國會法トスルコト

二、會期

1. 常會ノ會期ハ五箇月ト法定スルコト（毎年一月召集スルコト）
2. 常會ノ召集ハ集會期日ヲ定メテ少クトモ二十日前ニハ公示セラルルコト
3. 臨時會及ヒ特別會ノ會期ハ兩院合議ノ上之ヲ決定スルコト
4. 會期ハ召集ノ日カラ之ヲ起算スルコト
5. 會期ノ延長ハ兩院合議ノ上之ヲ決定スルコト

三、開會式

1. 開會式ハ國會ノ主催スル儀式トシ兩議院成立ノ後合會シテ之ヲ行フコト（陛下ノ親臨ヲ仰クコト）
2. 開會式ニ於テハ衆議院議長、議長ノ職務ヲ行フモノトスルコト
3. 開會式ノ場所ハ衆議院ニ於テ行フコトトスルコト（豫定）

四、第五十三條ノ臨時會要求ノ手續

臨時會召集ノ要求ハ議員連名ヲ以テ議長ヲ經由シテ之ヲ為スコトトスルコト

五、休會

國會ノ休會ハ兩院合議シテ院議ヲ以テ兩院同時ニ休會ヲ為ス場合ヲ指スコト

六、歳費ニ関スル規定

1. 歳費、調査費、旅費、手當等ニ付テハ單行法ニテ規定スルコト
2. 歳費ノ額ハ國務大臣以外ノ官吏ヨリ高級ナルコト

七、各議院ノ豫算ハ之ヲ獨立セシムルコト

八、第五十條ノ開會中ノ議員不可侵權ニ對スル例外

兩院議員ヲ會期中逮捕シ得ル場合ハ

イ、現行犯罪

ロ、内亂外患ニ関スル罪

ハ、其ノ院ノ許諾アル場合ニ限り

又會期前ニ逮捕セラレタル議員ハ右ノ（イ）（ロ）ノ場合ヲ除キ其ノ院ノ要求アルトキ

ハ會期中之ヲ釋放スヘキモノトスルコト

九、參議院ノ緊急集會ニ関スル手續

緊急集會ハ内閣ヨリ參議院議長ニ對シテ集會ヲ請求シ、議長ヨリ參議院ノ各議員ニ對シテ右ノ請求アリシ旨ヲ通知シテ集會セシムルコト

(集會中ノ參議院議員ノ身分保障ハ國會開會中ニ準スル旨法定スルコト)

十、秘密會ニ付キ (第五十七條)

1. 秘密會ヲ開ク場合

イ、 議員十名以上又ハ議長ノ發議ニ依リ院議之ヲ決定シタルトキ

ロ、 政府ノ請求ニ基キ院議之ヲ決定シタルトキ

2. 會議録中公表セサル範圍ハ院議ヲ以テ決スルヲ原則トシ散會後特ニ秘密ヲ要スルト認メラルモノアリタル場合ハ次ノ會議ニ於テ議院ノ承認ヲ得テ公表セサルコトト為ス

3. 第三項ノ表決議員ノ記載ハ記名投票ニ依ルコト

十一、役員ノ範圍及選任方法

1. 議長 選舉

2. 副議長 選舉 員數ハ一名トスルコト

3. 假議長 原則トシテ選舉トシ選舉ヲ議長ニ委任シ得ル途ヲ開クコト

4. 常任委員長及常置委員長 選舉

5. 事務総長

イ、 議員以外ノ者ヨリ選舉スルコトヲ規定スルコト

ロ、 身分ハ公務員トシ任期ハ四年トシ再選ヲ妨ケサルモノトスルコト

ハ、 事務局員ハ公務員トシ議長ニ於テ任命スルコトトスルコト、尚事務局員ニハ從來官吏トシテノ身分上ノ權利ハ之ヲ保有セシムルト共ニ将来ニ於テモ之ヲ認ムルコト

ニ、 議長、副議長俱ニ缺ケタル場合ハ事務総長、議長ノ職務ヲ行フコトトスルコト

ホ、 議長、副議長任期滿限ニ達シタルトキハ後任者ノ選舉セラルルマテハ事務総長、議長ノ職務ヲ行フコトトスルコト

解散ノ場合亦同シ

(備考) 全院委員會制度ハ之ヲ廢止スルコト

十二、第五十九條ニ依リ衆議院ニ於テ法律案ヲ再議スル場合

両院協議會ヲ設クルノ必要ナシ

十三、両院協議會規定

現行規定ニ準シテ之ヲ定メ意見一致シタル場合ノミ成案ヲ作成スヘキモノトスルコト

十四、第六十二條ノ調査及ヒ證人喚問等ニ関スル規定

證人ノ出頭ニ関シ旅費、日當等實費辨償ノ規定ヲ設クルコト

十五、資格ニ関スル争訟 (第五十五條)

1. 現行資格審査ノ規定ニ準シ之ヲ規定スルコト

2. 被申立議員ハ辯護ノ為五人以内ノ辯護士ヲ附スルコトヲ得ルモノトスルコト

十六、常置委員ヲ設置スルコト

(備考) 継続委員制度ハ之ヲ廢止スルコト

十七、總理大臣指名ノ規定ハ議院規則ニ之ヲ設クルコト

十八、彈劾裁判所（第六十四條）

1. 裁判所ニ委任シテ獨立ニ裁判セシムルコト
2. 裁判所ノ構成及裁判手續等ヲ法定スルコト
3. 罷免訴追ノ場合ヲ法定スルコト
4. 罷免請願手續ヲ法定シ之カ處置方法ヲ規定スルコト
5. 國民ヨリ裁判官ノ罷免ヲ請求シタル場合ハ彈劾裁判所トノ關係ヲ考究スルコト

十九、國會ニ兩院共同ノ國會圖書館ヲ附置シ國會議員（出来得レハ一般民衆ヲモ加ヘテ）ノ調査研究ニ資スルコトトスルコト

〔資料〕

J・ウィリアムズの覚書（1946年9月10日）

- 1 議員歳費を妥當な額にする。
- 2 各議員に秘書を付けて補佐させる。
- 3 各議員に事務室を与える。
- 4 議員に郵便物を無料にする特權を与える。
- 5 兩院に獨立した豫備資金を与える。
- 6 国会図書館の設立。
- 7 法制局と資料提供部門を設置する。
- 8 兩議院による法制協議會を設置する。
- 9 各省に対応した常任委員會を設置する。
- 10 各常任委員會に有資格の専門家を設置する。
- 11 委員會による公聴會を行う。
- 12 議員同士による自由討議を認める条項を設ける。
- 13 質疑時間を制限する。
- 14 議員の地位を低下させるような慣行を排除する。

國會法第1次草案（昭和21年10月31日）

國會法要綱

第一章 召集、會期及び開會式

一、國會召集の詔書は、集會の日を定めて、これを公布する。

二、常會は、毎年一月これを召集し、召集の詔書は、二十日前にこれを公布しなければならない。

臨時會及び憲法第五十四條による國會（これを特別會といふ）の召集の詔書は、二十日前に公布する必要はない。

三、臨時會召集の決定を要求する場合は、成規の議員連名で、その院の議長を經由して、内閣總理大臣に要求書を提出しなければならない。

四、内閣が緊急集會を求める場合は、内閣總理大臣から、集會の日を定めて、參議院議長にその請求をしなければならない。

- 五、常會の會期は、百五十日とする。
- 六、臨時會及び特別會の會期は、國會の議決でこれを定める。
- 七、國會の會期は、國會の議決でこれを延長することができる。
- 八、前二條の場合において、兩議院一致の議決が異なつたときは、衆議院の議決を國會の議決とする。
- 九、國會の會期は、召集日から、これを起算する。
- 一〇、國會が休會をするには、兩議院一致の議決を必要とする。但し、各議院は、その院の休會を議決することができる。

兩議院の議長は、緊急の必要があると認めたときは、國會の休會中でも會議を開くことができる。
- 一一、議員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集會する。
- 一二、各議院において、召集當日議長副議長がないときは、その選舉を行はねばならない。
- 一三、議長副議長が選舉されるまでは、事務總長議長の職務を行ふ。
- 一四、國會の開會式は、會期の始に、兩議院の議員、衆議院に會合してこれを行ふ。
- 一五、開會式においては、衆議院議長が、議長の職務を行ふ。

衆議院議長に故障があるときは、參議院議長衆議院副議長參議院副議長の順序により、議長の職務を行ふ。

第二章 役員及び經費

- 一、各議院の役員は、左の通りである。
 - 一、議長
 - 二、副議長
 - 三、假議長
 - 四、常任委員長
 - 五、常置委員長
 - 六、事務總長

役員は、官吏と相兼ねてはならない。
- 二、各議院の議長副議長は、各々一人とする。
- 三、各議院の議長副議長の任期は、各々議員としての任期による。
- 四、各議院の議長は、其の議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院を代表する。
- 五、議長は、委員會に臨席し發言することができる。
- 六、各議院において、議長に故障があるときは、副議長がこれを代理する。
- 七、各議院において、議長副議長共に故障があるときは、假議長を選舉し議長の職務を行はしめる。

議院は、假議長の選舉を議長に委任することができる。
- 八、各議院において、議長副議長が缺けたときは、直ちに選舉を行ふ。
- 九、假議長の選舉を行ふ場合及び前條の選舉において、議長の職務を行ふ者がいない場合は、事務總長が、議長の職務を行ふ。

- 一〇、常任委員長は、會期の始議院において、これを選挙し、會期中その任にある。但し臨時會においては、前會の任を繼續する。
- 一一、常置委員長は、會期の終議院において、これを選挙し、次の通常會において、後任者が選挙せられるまで、その任にある。
- 一二、各議院に事務總長一人、參事數人を置く。
- 一三、事務總長は各議院において、議員以外の者から、これを選挙し、その任期は四年とする。但し再選されることを妨げない。
- 一四、事務總長は、議長の監督により、議院の事務を統理し公文に署名する。
參事は、事務總長の推薦により、議長これを任じ、事務總長の命を受け事務を掌理する。
參事の外他の必要な職員は、事務總長がこれを任ずる。
- 一五、事務總長に事故があるときは、上席の參事事務總長の職務を行ふ。
- 一六、事務總長が任期満限に達したときは、後任者の選挙されるまで、その職務を繼續する。
- 一七、兩議院の經費は、他の國費より獨立して、國庫から、これを支出する。

第三章 議員の特權

- 一 兩議院の議員は、現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除いては會期中その院の許諾がなければ、逮捕せられることはない。
- 二 參議院の緊急集會中、參議院議員に、前條の規定を準用する。

第四章 委員

- 一、各議院の委員は、常任委員、特別委員及び常置委員とする。
- 二、常任委員は、一定の事件を審査するため、會期の始議院において選挙し、會期中その任にあるものとする。但し、臨時會においては、前會の任を繼續する。
特別委員は、一事件を審査するため、議院において選挙し、付託された事件の議決せられるまでその任にあるものとする。
- 三、常置委員は、左の事件を審査又は調査をするため會期の終議院において選挙し、次の常會において改選せられるまでその任にあるものとする。
 - 一、議院から付託された國政の調査
 - 二、議院において、閉會の後引續き審査を要するものと議決した事件
 - 三、閉會中内閣から審査を求められた事件
- 四、委員會は、その委員の半數以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 五、委員會の議事は、出席委員の過半數でこれを決し、可否同數のときは、委員長が決すところによる。
- 六、委員會は、その決議により秘密會とすることができる。但し、議員及び委員長の許可を得た者は傍聽ができる。
- 七、委員長は、委員會の經過及び結果を議院に報告する。

第五章 會議

- 一、各議院の議長は、議事日程を定め、豫めこれを議院に報告する。
- 二、すべて議員から發議された議案、又は修正の動議はこれを議題とするには、二十人以上の賛成を要する。
- 三、内閣が、既に議題となつた議案を修正し、又は撤回するには、その院の承諾を必要とする。
- 四、國會の議決を要する議案で、兩議院の一において否決したものは、同會期中において、再びこれを提出することができない。
- 五、法律案及び内閣から提出した議案は、委員の審査を経なければならない。但し、その院の議決で、これを省略することができる。
- 六、すべて議案は、最後に議決した議院の議長から内閣總理大臣にこれを送付する。
豫算及び條約について、衆議院の議決が國會の議決となつた場合には、衆議院の議長から内閣總理大臣にこれを送付する。
内閣總理大臣の指名については、最後に議決した議院の議長から奏上する。但し、衆議院の議決が國會の議決となつたときは、衆議院議長がその手續をとる。
- 七、前條第一項及び第二項によつて、各議院より内閣總理大臣に送付された條約及び法律は送付の日から三十日以内に、これを公布しなければならない。

第六章 閉會

- 一、國會は、會期が終了したとき閉會となる。
- 二、會期中に議決に至らなかつた案件は、後會に繼續しない。但し、常置委員會に付託した案件は此の限りでない。

第七章 秘密會議

- 一、各議院の會議は、左の場合において、成規の議決により公開を停めることができる。
 - 一、議長又は議員十人以上の發議があつたとき
 - 二、内閣から請求を受けたとき
- 二、秘密會議の記録中各議院において、特に秘密を要するものと議決したものは、これを公表しない。

第八章 國務大臣

- 一、國務大臣は、議院の會議又は委員會において、發言しようとするときは、議長又は委員長の許可を受けなければならない。
- 二、委員會は、議長を経由して、國務大臣の出席を求めることができる。
- 三、議院の會議及び委員會に關する報告は、議員に配付すると同時に、これを國務大臣に送付する。

第九章 質問

- 一、兩議院の議員内閣に質問しようとするときは、二十人以上の賛成を要する。
質問は簡明な主意書を作り、賛成者と共に連署して、これを議長に提出しなければならない。
- 二、質問主意書は、議長が之を内閣に轉送する。
國務大臣は、質問主意書を受取つた日から七日以内に答辯をしなければならない。その期間内に答辯をしないときは、理由を明示することを要する。
- 三、質問緊急を要するときは、議院の議決により口答でこれをなすことができる。

第十章 請 願

- 一、各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。
- 二、各議院において、採擇した請願で、内閣において措置すべきものと認めたものは、これを内閣に送付する。
内閣は、前項の請願の處理の経過を毎年議院に報告しなければならない。

第十一章 兩議院關係

- 一、國會の議決を要する案件を甲議院において可決し又は修正して議決したときは、乙議院にこれを送付する。乙議院において甲議院の議決に同意したときは、これを内閣總理大臣に送付すると同時に甲議院に通知し、否決したときは、その旨甲議院に通知する。
- 二、乙議院において、甲議院から送付された議案を修正したときは、これを甲議院に回付する。甲議院において回付案に同意したときはこれを内閣總理大臣に送付すると同時に乙議院に通知する。
- 三、法律案について、衆議院において、參議院の回付案に同意しないとき及び參議院から衆議院の回付案に同意しない旨の通知があつたときは、衆議院は、兩院協議會を求めることができる。
- 四、豫算案及び條約案について、衆議院において參議院の回付案に同意しないときは、兩院協議會を求めなければならない。
參議院において衆議院から回付された條約案に同意しないとき、參議院は、兩院協議會を求めなければならない。
- 五、内閣總理大臣の指名について、兩議院の議決が一致しないときは、後議の議院から兩院協議會を求めなければならない。
- 六、前三條に規定したものを除いて、國會の議決を要する事件につき、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、後議の議院は、兩院協議會を求めることができる。
- 七、一議院から兩院協議會を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。
- 八、兩院協議會は、各議院において選舉された各々十人の委員で、これを組織する。
- 九、兩院協議會の議長には各議院の協議委員において夫々互選された議長が毎會更代してこれに當る。その初會の議長は抽籤でこれを定める。
- 一〇、兩院協議會は、兩議院の協議委員の各々三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 一一、兩院協議會は、その意見が一致したときに限り成案を議決する。
成案以外の議事については、過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 一二、兩院協議會の成案は、兩院協議會を求めた議院において、先づこれを議し、次に、他の議院にこれを送付する。
成案については、さらに修正し又は、否決することができない。
- 一三、各議院の議長及び國務大臣は、兩院協議會に出席して、意見を述べることができる。
- 一四、兩院協議會は傍聴を許さない。
- 一五、この法律に定めるものの外兩院協議會に關する規程は、兩議院の協議により、これを定める。

第十二章 議院と國民及び官廳との關係

- 一、各議院は、國民に告示を發することができる。
- 二、各議院は、審査又は調査のため、議員を派遣することができる。
- 三、各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に對し、必要な報告又は、記録の提出を求めたときは、特に秘密に渉るものを除いては、その求めに應じなければならない。
- 四、各議院は、國政に關する調査のため、証人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより、旅費及び日當を支払する。

第十三章 辭職、退職、補闕及び資格争訟

- 一、各議院は、その議員の辭職を許可することができる。但し、國會閉會中は議長において許可することができる。
- 二、各議院の議員が他の議院の議員となり、又は法律により、議員がなることのできない職務に任ぜられたときは、退職者となる。
- 三、各議院の議員が法律に定めた被選の資格を失つたときは退職者となる。
- 四、議員に闕員が生じたときは、議長から内務大臣に通牒し補闕を求めなければならない。
- 五、各議院は、各々その議員の資格について争訟あるときは、委員の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その議院の議員から文書で、議長に提起しなければならない。

- 六、裁判所において、選舉争訟の裁判手續をしたものは、各議院において、同一事件につき審査することができない。
- 七、資格争訟を提起された議員は、二人以内の辯護人を依頼することができる。

前項の辯護人は委員會において、發言することができる。

- 八、議員は、その資格のないことが証明されるまで、議院において、議員としての地位及び権能を失はない。但し、自己の資格争訟に關する會議において辯明はできるが、その表決に預かることができない。

第十四章 紀律及び警察

一、國會の會期中各議院の紀律を保持するため内部警察の権は、本法及び各議院の定める規則に従ひ議長がこれを行ふ。

參議院の緊急集會中は前項の規定を準用する。

二、各議院において、必要とする警察官吏は、内閣から派出させ、議長がこれを指揮する。

三、會議中議員が本法又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警戒し又は制止し又は發言を取消させ、命に従はないときは、議長は、當日の會議を終るまで發言を禁止し又は議場の外に退去させることができる。

四、議場騷擾のため、整理し難いときは、議長は、休憩を宣告し、又は散會することができる。

五、傍聽人にして議場の妨害をする者あるときは、議長は、これを退場させ、必要な場合はこれを警察官廳に引渡させることができる。

傍聽席が騷擾なときは、議長は、すべての傍聽人を退場させることができる。

六、各議院において、無禮の言を用ひ又は他人の身上に涉り言論してはならない。

七、議院の會議又は委員會において、誹毀侮辱を被つた議員はこれを議院に訴へて處分を求めることができる。私に相報復してはならない。

第十五章 懲 罰

一、懲罰事犯は、各議院の懲罰委員に付して、これを審査させ、議院の議を経て議長これを宣告する。

議長において懲罰事犯があると認めるときは、これを懲罰委員に付する。

議員は二十人以上の賛成で動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内に提出しなければならない。

二、懲罰は、左の通りである。

一、公開議場における譴責

二、公開議場における謝辭の朗讀

三、一定期間の登院停止

四、除 名

三、兩議院は、除名された議員が再び當選された場合これを拒むことができない。

四、議員正當な理由がなくて、召集日から一週間内に召集に應じないため、又は正當な理由がなくて會議又は委員會に闕席し、若しくは、請暇の期限を過ぎたために議長から特に招狀を發し、その招狀を受け取つた日から一週間内に、なほ、故なく出席しないと認めるときは議長は、これを懲罰委員に付する。

〔資料〕

ウィリアムズが第1次指示（原文）

1. Standing Committees

a. One for each major field of activity.

b. Each standing committee (and budget sub-committee) to be furnished office

space, secretarial assistance, and expert assistants at State Expense.

c. Members of standing committees, once appointed, to remain on such committees from session to session, or as long as they desire.

d. Set of parliamentary rules to be drawn up for conducting committee hearings, and uniform system of recording and reporting such hearings to be devised.

e. Standing committees to hold public hearings on all bills of general interest and purport: all persons and organizations having real interest in the bills may attend the public hearings and present their observations and arguments.

2. Legislative Council

a. To be composed of members from both Houses.

b. Functions: to advise Cabinet and both Houses on legislative needs and problems: to study and propose constant revision of the Diet Law and Regulations of the Houses.

3. Diet Library and Diet Legislative Bureau and Reference Service

4. Plenary sessions and committee hearings

a. To be open to general public without discrimination, except for executive sessions.

5. Debate

a. Provision to be made for all members at least once every two weeks to take the floor and speak freely on national policy and important measures (possibly in the Committee of the Whole House).

b. If a time limit on speaking is fixed, speakers to be privileged to have their remarks extended in the official record.

6. Interpellations

a. To be subject to a definite time limit and thus permit more members to interpellate the Government.

7. Dignity of elected representatives

a. Practices, procedures, ceremonies, and rituals that tend to dignify Government officials at the expense of Diet members to be forbidden.

8. Contingent funds for the Diet

a. To be provided in the budget.

b. To be determined by each House and to be used as each House sees fit.

9. Franking privileges

a. Diet members to be privileged to send through the mails free of charge public documents printed by order of the Diet and all other mail matter of an official nature, under conditions to be prescribed by the Diet.

10. Office space and secretarial assistance

a. To be provided each member at State expense.

11. Salaries of Diet Members

a. To be not less than total pay and all allowances of highest career officials.

[資料]

J・ウィリアムズの第1次指示（1946年11月4日）

1. 常任委員会について a.政府の主な活動分野ごとに常任委員会を作る、b.各常任委員会及び予算委員会分科会に事務室、秘書、専門員を国費で付す、c.常任委員は選任されたときは議員の任期中又は欲する期間は在任する、d.委員会公聴会を行う議事規則を制定し、このような公聴会を記録し、報告する統一した組織を考案する、e.常任委員会は一般的関心と目的を有するすべての法律案について一般公聴会を開き、法律案に真に利害関係を有するすべての人と組織は一般公聴会に出席して、意見及び議論を表明することができること。
2. 法制協議会について、a.両議院の議員で構成される、b.機能として、立法の必要と問題について内閣と両議院に助言し、国会法と議院規則の不断の改正について研究し提案する。
3. 国会図書館と国会法制局と参考資料部。
4. 本会議と委員会公聴会は、非公開で行う会議を除いて一般公衆に差別なく公開する。
5. 討議について、全議員が少なくとも2週間に1回（おそらくは全院委員会において）登壇して自由に国政と重要な施策について発言することができる規定を設けること、b. 発言時間の制限が設けられたときは、発言者は発言が公式記録に記載される特権を有する。
6. 質疑について、一定の時間制限に従い、より多くの議員が政府に質疑できるようにする。
7. 選挙された議員の権威について、a.国会議員の犠牲において政府の役人の権威を高めるような慣例、手続、形式、儀式を禁止する。
8. 国会予備金について、a.予算に計上される、b.各議院で決定され、各議院が適当とするときに使用される。
9. 郵便無料送達の特権について、a.国会議員は国会で規定された条件にしたがって国会の命令で印刷された公の書類及び公の性質を有するすべての郵便物を無料で送達する特権を与えられる。
10. 議員事務室及び秘書的補助について、国費で各議員に提供される。
11. 国会議員の報酬について、最高の官吏の俸給及び手当の全額よりも少なくない額とす

る。

〔資料〕

國會法草案（昭和 21 年 11 月 9 日）

國會法草案

第一章 國會の召集及び開會式

- 一、國會召集の詔書は、集會の期日を定めて、これを公布する。
- 二、常會は、毎年一月これを召集し、召集の詔書は、少くとも二十日前にこれを公布しなければならない。
- 臨時會及び憲法第五十四條による國會（これを特別會といふ）の召集詔書の公布は、前項によることを要しない。
- 三、臨時會召集の決定を要求するには、定數の議員連名で、その院の議長を經由して、内閣總理大臣に要求書を提出しなければならない。
- 四、參議院の緊急集會を求めるには、内閣總理大臣から、集會の期日を定めて、參議院議長に、これを請求しなければならない。
- 五、議員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集會しなければならない。
- 六、各議院において、召集當日議長副議長がないときは、その選舉を行はなければならない。
- 七、議長及び副議長が選舉されるまでは、事務總長議長の職務を行ふ。
- 八、國會の開會式は、會期の始に、兩議院の議員、衆議院に會合して、これを行ふ。
- 九、開會式においては、衆議院議長が議長の職務を行ふ。
衆議院議長に故障あるときは、參議院議長が議長の職務を行ふ。

第二章 國會の會期及び休會

- 一、常會の會期は、百五十日間とする。
- 二、臨時會及び特別會の會期は、國會の議決でこれを定める。
- 三、國會の會期は、國會の議決でこれを延長することができる。
- 四、前二條の場合において、兩議院一致の議決に至らないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。
- 五、國會の會期は、召集日から、これを起算する。
- 六、國會の休會は、兩議院一致の議決を必要とする。但し、各議院は、その院の休會を議決することができる。
各議院の議長は、緊急の必要があると認めたときは、休會中でも、會議を開くことができる。

第三章 役員及び經費

- 一、各議院の役員は、左の通りである。
 - 一、議長
 - 二、副議長

- 三、假議長
- 四、常任委員長
- 五、常置委員長
- 六、事務總長

二、各議院の議長副議長は、各々一人とする。

三、各議院の議長副議長の任期は、各々議員としての任期による。

四、各議院の議長は、その議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院を代表する。

五、議長は、委員會に出席し、發言することができる。

六、各議院において、議長に故障あるときは、副議長がこれを代理する。

七、各議院において、議長副議長共に故障あるときは、假議長を選舉し、議長の職務を行はせる。

議院は、假議長の選舉を議長に委任することができる。

八、各議院において、議長副議長缺けたときは、直ちに選舉を行ふ。

九、假議長選舉の場合及び前條の選舉において、議長の職務を行ふ者がいない場合は、事務總長議長の職務を行ふ。

一〇、常任委員長は、會期の始め議院において、これを選舉し、議員の任期中その任にある。

一一、常置委員長は、會期の終り議院において、これを選舉し次の常會において、後任者が選舉されるまで、その任にある。

一二、各議院に事務總長一人、參事數人を置く。

一三、事務總長は各議院において、議員以外の者から、これを選舉する。

參事その他の必要な職員は、事務總長がこれを任ずる。

一四、事務總長は、議長の指揮により、議院の事務を統理し公文に署名する。

參事は、事務總長の命を承け事務を掌理する。

一五、事務總長に事故あるときは、上席の參事事務總長の職務を行ふ。

一六、役員は、議院の許可を得て辭任することができる。但し、閉會中は、議長において許可することができる。

一七、役員が官吏となつたときは、役員たるの地位を失ふ。

一八、兩議院の經費は、獨立して、國の豫算に計上しなければならない。

前項の經費には、豫備金を設けることを要する。

第四章 議員の特權

一、兩議院の議員は、現行犯罪又は内亂外患に關する罪の外、會期中はその院の許諾がなければ逮捕されない。

二、參議院の緊急集會中は、參議院議員に、前條の規定を準用する。

三、議員は、一般官吏の最高の俸給額より少くない歳費を受ける。但し、議長は、内閣總理大臣の俸給額、副議長は、國務大臣の俸給額より少くない歳費を受ける。

四、議員は、無賃で國有鐵道に乘車することができる。

五、議員は、會期中公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信のため、別に定めるところにより手當を受ける。

第五章 委員

一、各議院の委員は、常任委員、特別委員及び常置委員とする。

二、常任委員は、一定の部門に屬する事項を審査するため、會期の始め議院において選舉し、議員の任期中その任にあるものとする。

三、特別委員は、特定の事件を審査するため、議院において選舉し、付託された事件の議決されるまでその任にあるものとする。

四、常置委員は、閉會中法律執行の成績を調査し及び左の事件を審査するため會期の終り議院において選舉し、次の常會において改選されるまでその任にあるものとする。

一 議院において、閉會中引續き審査を要するものと議決した事件

二 閉會中内閣から審査を求められた事件

五、委員會は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

六、委員會の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決すところによる。

七、委員會は、一般的關心及び目的を有する案件について、公聽會を開き、眞に利害關係を有する者、又は學識經驗者等より意見を聴くことができる。

八、委員會の一般審査は、これを公開する。但し、委員長は、傍聽人の數を制限することができる。

委員會は、その決議により秘密會とすることができる。

委員長は、秩序保持のため、傍聽人の退場を命ずることができる。

九、委員長は、委員會の経過及び結果を議院に報告しなければならない。

第六章 會議

一、各議院の議長は、議事日程を定め、豫めこれを議院に報告する。

二、議員から發議された議案、又は修正の動議を議題とするには、二十人以上の賛成を要する。

三、内閣が、既に議題となつた議案を、修正し、又は撤回するには、その院の承諾を要する。

四、國會の議決を要する議案で、兩議院の一において否決したものは、同會期中において、再びこれを提出することができない。

五、法律案及び内閣から提出したその他の議案は、委員の審査を経なければならない。但し、その院の議決で、これを省略することができる。

六、各議院の議長は、質疑討論その他の發言について、時間を制限することができる。

議員が時間制限のため、發言を終らなかつた部分については、議長の認める範囲内において、これを會議録に掲載する。

七、各議院の會議は、左の場合において、成規の議決により、公開を停めることができる。

- 一 議長又は議員十人以上の發議があつたとき
- 二 内閣から請求を受けたとき
- 八、秘密會議の記録中特に秘密を要するものとその議院において議決した部分は、これを公表しないことができる。
- 九、内閣は、内閣總理大臣が缺けたとき又は辭表を提出したときは、直ちにその旨を兩議院に通知しなければならない。
- 一〇、すべて議案は、最後に議決した議院の議長から、その公布を要するものは、これを内閣總理大臣を経由して奏上し、その他のものは、内閣總理大臣に送付する。
豫算及び條約について、衆議院の議決が國會の議決となつた場合には、衆議院の議長が前項の手續をとる。
内閣總理大臣の指名については、衆議院の議長から内閣總理大臣を経由して奏上する。
- 七、法律及び條約は奏上の日から三十日以内に、これを公布しなければならない。

第七章 閉會

- 一、國會は、會期が終了した日の翌日から閉會となる。
- 二、會期中に議決に至らなかつた案件は、後會に繼續しない。但し、常置委員會に付託したものはこの限りでない。

第八章 國務大臣及び内閣委員

- 一、國務大臣及び内閣委員は、議院の會議又は委員會において、發言しようとするときは、議長又は委員長の許可を受けなければならない。
- 二、委員會は、議長を経由して、國務大臣及び内閣委員の出席を求めることができる。
- 三、議院の會議及び委員會に關する報告は、議員に配付すると同時にこれを國務大臣及び内閣委員に送付する。

第九章 質問及び自由討議

- 一、兩議院の議員内閣に質問しようとするときは、二十人以上の賛成を要する。
質問は簡明な主意書を作り、賛成者と共に連署して、これを議長に提出しなければならない。
- 二、質問主意書は、議長がこれを内閣に轉送する。
内閣は、質問主意書を受取つた日から七日以内に、答辯をしなければならない。その期間内に答辯をしないときは、理由を明示することを要する。
- 三、質問緊急を要するときは、成規の賛成をまつて議院の議決により口頭でこれをなすことができる。
- 四、各議院は、國政に關し、議員に自由討議をさせるため、少くとも二週間に一回、その會議を開くことを要する。
自由討議における議員の發言は、十分を超えてはならない。

第十章 請願

- 一、各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。
- 二、請願は、各議院において委員の審査を経た後これを議決する。
- 三、各議院において、採擇した請願で、内閣において措置するを適當と認めたものは、これを内閣に送付する。
内閣は、前項の請願の處理の経過を毎年議院に報告しなければならない。
- 三、各議院は、各別に請願を受け、互いに干預しない。

第十一章 兩議院關係

- 一、國會の議決を要する議案を甲議院において可決し又は修正して議決したときは、これを乙議院に送付し、否決したときは、その旨乙議院に通知する。
乙議院において甲議院の送付案に同意し又はこれを否決したときはその旨を甲議院に通知する。
乙議院において、甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議院に回付する。甲議院において、乙議院の回付案に同意し又は同意しなかつたときは、その旨を乙議院に通知する。
- 二、法律案について、衆議院において、參議院の回付案に同意しなかつたとき又は參議院において衆議院の送付案を否決し及び衆議院の回付案に同意しなかつたときは、衆議院は、兩院協議會を求めることができる。
- 三、豫算及び衆議院先議の條約について、衆議院において參議院の回付案に同意しなかつたとき及び參議院において衆議院の送付案を否決したときは衆議院は、兩院協議會を求めなければならない。
參議院先議の條約について參議院において衆議院の回付案に同意しなかつたとき及び衆議院において參議院の送付案を否決したときは參議院は、兩院協議會を求めなければならない。
- 四、内閣總理大臣の指名について、兩議院の議決が一致しないときは、參議院から兩院協議會を求めなければならない。
- 五、前三條に規定したものを除いて、國會の議決を要する事件について後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、先議の議院は、兩院協議會を求めることができる。
- 六、一議院から兩院協議會を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。
- 七、兩院協議會は、各議院において選舉された各々十人の委員で、これを組織する。
- 八、兩院協議會の議長には各議院の協議委員において夫々互選された議長が每會更代してこれに當る。その初會の議長は抽籤でこれを定める。
- 九、兩院協議會は、兩議院の協議委員の各々三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 一〇、兩院協議會においては、その意見が一致したときに限り成案を作成する。
兩院協議會の議事は前項の場合を除いては、過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 一一、兩院協議會の成案は、兩院協議會を求めた議院において、先づこれを議し、他の議院にこれを送付する。

成案については、さらに修正することができない。

一二、各議院の議長は、兩院協議會に出席して、意見を述べることができる。

一三、兩院協議會は、國務大臣及び内閣委員の出席を要求することができる。

一四、兩院協議會は傍聽を許さない。

一五、本法に定めるものの外兩院協議會に關する規程は、兩議院の議決により、これを定める。

第十二章 兩院法規委員會

一、兩院法規委員會は、常時兩議院及び内閣に對して法制に關する勸告を爲し且つ、國會關係法規を調査研究しその改正を立案する。

二、兩院法規委員會は、各議院において選舉された各々十人の委員でこれを組織し、その委員長は委員會でこれを互選する。

委員の任期は、議員としての任期による。

第十三章 議院と國民及び官廳との關係

一、各議院は審査又は調査のため、議員を派遣することができる。

二、各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に對し、必要な報告又は、記録の提出を求めたときは、特に秘密にわたるものを除いては、その求めに應じなければならない。

三、各議院は國政に關する調査のため、證人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより、旅費及び日當を支給する。

第十四章 辭職、退職、補缺及び資格争訟

一、各議院は、その議員の辭職を許可することができる。但し閉會中は議長においてこれを許可することができる。

二、各議院の議員が他の議院の議員となり、又は法律により議員たることのできない職務に任ぜられたときは、退職者となる。

三、各議院の議員が法律に定めた被選の資格を失つたときは退職者となる。

四、各議院の議員に缺員が生じたときは、その議院の議長は内務大臣に通牒し補缺を求めなければならない。

五、各議院において、その議員の資格につき争訟あるときは、委員の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その議院の議員から文書で、議長に提起しなければならない。

六、裁判所において、選舉争訟の裁判手續をしたものは、各議院において、同一事件につき審査することができない。

七、資格争訟を提起された議員は、二人以内の辯護人を依頼することができる。

八、議員は、その資格のないことが證明されるまで議院において、議員としての地位及び權能を失はない。但し、自己の資格争訟に關する會議において、辯明はできるが、その表決に預かることができない。

第十五章 紀律及び警察

一、國會の會期中各議院の紀律を保持するため内部警察の權は、本法及び各議院の定める規則に従ひ議長がこれを行ふ。

參議院の緊急集會中は前項の規定を準用する。

二、各議院において、必要とする警察官吏は、内閣から派出させ、議長がこれを指揮する。

三、會議中議員が本法又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警戒し又は制止し又は發言を取消させ、命に従はないときは、議長は、當日の會議を終るまで發言を禁止し又は議場の外に退去させることができる。

四、議場騷擾のため、整理し難いときは、議長は、休憩を宣告し又は散會することができる。

五、傍聽人にして議場の妨害をする者あるときは、議長は、これを退場させ、必要な場合はこれを警察官廳に引渡すことができる。

傍聽席が騷擾なときは、議長は、すべての傍聽人を退場させることができる。

六、各議院において、無禮の言を用ひ又は他人の身上にわたる言論をしてはならない。

七、議院の會議又は委員會において、誹毀侮辱を被つた議員はこれを議院に訴へて處分を求めることができる。私に相報復してはならない。

第十六章 懲 罰

一、各議院は、懲罰事犯を審査するため懲罰委員を設ける。

懲罰事犯あるときは、議長は先づこれを懲罰委員に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

委員會において、懲罰事犯あるときは、委員長は、これを議長に報告し處分を求めなければならない。

議員は二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内に提出しなければならない。

二、懲罰は、左の通りである。

一、公開議場における譴責

二、公開議場における謝辭の朗讀

三、一定期間の登院停止

四、除 名

三、兩議院は、除名された議にして再び當選した者を拒むことができない。

四、議員正當な理由がなくて、召集日から一週間内に召集に應じないため、又は正當な理由がなくて會議又は委員會に缺席し、若しくは請暇の期限を過ぎたために議長が特に招狀を發し、その招狀を受け取つた日から一週間内に、なほ、故なく出席しないと認めたときは議長はこれを懲罰委員に付する。

第十七章 彈劾裁判所

一、國會の設ける彈劾裁判所に關しては、別の法律でこれを定める。

第十八章 國會圖書館及び議員會館

一、議員の調査研究の便に資するため、國會に圖書館を置き、參考資料部をこれに附置する。

國會圖書館は、國民にこれを利用させることができる。

二、議員の職務遂行の便に供するため、議員會館を設け、事務室を提供し、及び事務補助員を付する。

三、議員の法制に関する立案に資するため、各議院に法制部を置く。

〔資料〕

國會法第2次草案（昭和21年11月21日）

國會法

第一章 國會の召集及び開會式

第一條 國會の召集詔書は、集會の期日を定めて、これを公布する。

第二條 常會は、毎年一月これを召集し、召集の詔書は、少くとも二十日前にこれを公布しなければならない。

臨時會及び憲法第五十四條による國會（これを特別會といふ）の召集詔書の公布は、前項によることを要しない。

第三條 臨時會召集の決定を要求するには、各議院の總議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を経由して内閣に要求書を提出しなければならない。

第四條 參議院の緊急集會を求めるには、内閣總理大臣から、集會の期日を定めて、參議院議長にこれを請求しなければならない。

第五條 議員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集會しなければならない。

第六條 各議院において、召集當日議長若しくは副議長又は議長副議長共になくるときは、その選舉を行はなければならない。

第七條 議長及び副議長が選舉されるまでは、事務總長が、議長の職務を行ふ。

第八條 國會の開會式は、會期の始めに兩議院の議員が、參議院に會合してこれを行ふ。

第九條 開會式においては、衆議院議長が、議長の職務を行ふ。

衆議院議長に事故があるときは、參議院議長が、議長の職務を行ふ。

第二章 國會の會期及び休會

第十條 常會の會期は、百五十日間とする。

第十一條 臨時會及び特別會の會期は、兩議院一致の議決でこれを定める。

第十二條 國會の會期は、兩議院一致の議決でこれを延長することができる。

第十三條 前二條の場合において、兩議院一致の議決に至らないときは、衆議院の議決したところによる。

第十四條 國會の會期は、召集日からこれを起算する。

第十五條 國會の休會は、兩議院一致の議決を必要とする。但し、各議院は、その院の休會を議決することができる。

各議院の議長は、緊急の必要があると認めるときは、國會の休會中又はその院の休會中でも會議を開くことができる。

第三章 役員及び經費

第十六條 各議院の役員は、左の通りとする。

- 一 議長
- 二 副議長
- 三 假議長
- 四 常任委員長
- 五 常置委員長
- 六 事務總長

第十七條 各議院の議長副議長は、各々一人とする。

第十八條 各議院の議長副議長の任期は、各々議員としての任期による。

第十九條 各議院の議長は、その議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する。

第二十條 議長は、委員會に出席し發言することができる。

第二十一條 各議院において、議長に事故があるとき又は議長が缺けたときは、副議長が、議長の職務を行ふ。

第二十二條 各議院において、議長副議長共に事故があるときは、假議長を選擧し議長の職務を行はせる。

議院は、假議長の選任を議長に委任することができる。

第二十三條 各議院において、議長若しくは副議長又は議長副議長共に缺けたときは、直ちにその選擧を行ふ。

第二十四條 假議長選擧の場合及び前條の選擧において、議長の職務を行ふ者がいない場合は、事務總長が、議長の職務を行ふ。

第二十五條 常任委員長は、各議院において常任委員中からこれを選擧する。

第二十六條 常置委員長は、各議院において常置委員中からこれを選擧する。

第二十七條 各議院に、事務總長一人、參事その他必要な職員を置く。

第二十八條 事務總長は、各議院において國會議員以外の者からこれを選擧する。

參事その他の職員は、事務總長が、これを任免する。

第二十九條 事務總長は、議長の監督の下に、議院の事務を統理し、公文に署名する。

參事は、事務總長の命を受け事務を掌理する。

第三十條 事務總長に事故があるとき又は事務總長が缺けたときは、その豫め指定する參事が、事務總長の職務を行ふ。

第三十一條 役員は、議院の許可を得て辞任することができる。但し、閉會中は、議長において役員の辞任を許可することができる。

第三十二條 役員は、官吏と兼ねることができない。

第三十三條 兩議院の經費は、獨立して、國の豫算に計上しなければならない。

前項の經費中には、豫備金を設けることを要する。

第四章 議員の特權

第三十四條 各議院の議員は、現行犯罪又は内亂外患に關する罪の外、會期中は、その院の許諾がなければ逮捕されない。

第三十五條 前條の規定は、參議院の緊急集會中、參議院議員にこれを準用する。

第三十六條 議員は、一般官吏の最高の俸給額より少くない歳費を受ける。

第三十七條 議員は、無賃で國營の鐵道及び船舶に乗ることができる。

第三十八條 議員は、會期中公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信をするため、別に定めるところにより手當を受ける。

第五章 委員

第三十九條 各議院の委員は、常任委員、特別委員及び常置委員とする。

第四十條 常任委員は、一定の部門に屬する事項を審査するため、會期の始めに議院において選舉し、議員の任期中その任にあるものとする。

第四十一條 特別委員は、特定の事件を審査するため、議院において選舉し、付託された事件が、その院で議決されるまでその任にあるものとする。

特別委員長は、その委員がこれを互選する。

第四十二條 常置委員は、閉會中法律執行の成績を調査し及び左の事件を審査するため、議院において選舉し、次の常會において改選されるまでその任にあるものとする。

一 議院において、閉會中引續き審査を要するものと議決した事件

二 閉會中内閣から審査を求められた事件

第四十三條 委員長は、委員會の議事を整理し、秩序を保持する。

第四十四條 委員會は、その委員の半數以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第四十五條 委員會の議事は、出席委員の過半數でこれを決し、可否同數のときは、委員長の決するところによる。

第四十六條 委員會は、一般的關心及び目的を有する重要な案件について、公聽會を開き、眞に利害關係を有する者又は學識經驗者等から意見を聴くことができる。

第四十七條 委員會は、議員の外、委員長の許可を得た者が、これを傍聽することができる。但し、その決議により秘密會とすることができる。

委員長は、秩序保持のため、傍聽人の退場を命ずることができる。

第四十八條 委員長は、委員會の経過及び結果を議院に報告しなければならない。

第六章 會議

第四十九條 各議院の議長は、議事日程を定め、豫めこれを議院に報告する。

第五十條 議員から發議された議案又は修正の動議を議題とするには、二十人以上の賛成を要する。

第五十一條 内閣が、既に議題となつた議案を修正し又は撤回するには、その院の承諾を要する。

第五十二條 國會の議決を要する議案で、兩議院の一において否決したものは、同會期中において再びこれを提出することができない。

第五十三條 法律案及び内閣から提出したその他の議案は、委員の審査を経なければならない。但し、その院の議決で、これを省略することができる。

第五十四條 各議院の議長は、質疑、討論その他の發言について、時間を制限することができる。

議員が時間制限のため發言を終らなかつた部分については、議長の認める範囲内において、これを會議録に掲載する。

第五十五條 各議院の會議は、左の場合において、出席議員の三分の二以上の議決により公開を停めることができる。

- 一 議長又は議員十人以上の發議があつたとき
- 二 内閣から請求を受けたとき

第五十六條 秘密會議の記録中、特に秘密を要するものとその議院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第五十七條 内閣は、内閣總理大臣が缺けたとき又は辭表を提出したときは、直ちにその旨を兩議院に通知しなければならない。

第五十八條 すべて議案は、最後に議決した議院の議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。

豫算及び條約について、衆議院の議決が國會の議決となつた場合には、衆議院の議長が前項の手續をとる。

内閣總理大臣の指名については、衆議院の議長から、内閣を経由して奏上する。

第五十九條 法律は、奏上の日から三十日以内にこれを公布しなければならない。

第六十條 一の地方公共團體のみに適用される特別法については、兩議院一致の議決があつた場合、又は兩議院の議決を異にしたため、衆議院が出席議員の三分の二以上で再び可決した場合に、別に定める法律により、その地方公共團體の住民の投票において、その過半数の同意を得たときに、さきの國會の議決又は衆議院の議決が、確定して法律となる。

前項の特別法は、法律となつた日から三十日以内にこれを公布しなければならない。

第六十一條 會期中に議決に至らなかつた案件は、後會に繼續しない。但し、常置委員會に附託したものは、この限りでない。

第七章 國務大臣及び政府委員

第六十二條 内閣は、國會において國務大臣を補佐するため、兩議院の議長の承認を得て政府委員を任命することができる。

第六十三條 國務大臣及び政府委員が、議院の會議又は委員會において發言しようとするときは、議長又は委員長の許可を受けなければならない。

第六十四條 委員會は、議長を経由して國務大臣及び政府委員の出席を求めることができる。

第六十五條 議院の會議及び委員會に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを國務大臣及び政府委員に送付する。

第八章 質問及び自由討議

第六十六條 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、二十人以上の賛成を要する。

質問は、簡明な主意書を作り賛成者と共に連署して、これを議長に提出しなければならない。

第六十七條 質問主意書は、議長が、これを内閣に轉送する。

内閣は、質問主意書を受取つた日から七日以内に答辯をしなければならない。その期間内に答辯をしないときは、理由を明示することを要する。

第六十八條 質問、緊急を要するときは、二十人以上の賛成を待つて、議院の議決により口頭でこれをなすことができる。

第六十九條 各議院は、國政に關し議員に自由討議の機會を與えるため、少くとも、二週間に一回その會議を開くことを要する。

自由討議における發言の時間は、議長において、これを定める。

第九章 請願

第七十條 各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第七十一條 請願は、各議院において委員の審査を経た後これを議決する。

委員會において、議院の會議に付するを要しないと決定した請願は、これを會議に付さない。但し、議員二十人以上の要求があるものは、これを會議に付さなければならない。

第七十二條 各議院において採擇した請願で、内閣において措置するを適當と認めたものは、これを内閣に送付する。

内閣は、前項の請願の處理の經過を毎年議院に報告しなければならない。

第七十三條 各議院は、各別に請願を受け互いに干預しない。

第十章 兩議院關係

第七十四條 國會の議決を要する議案を甲議院において可決し、又は修正したときは、これを乙議院に送付し、否決したときは、その旨を乙議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案に同意し、又はこれを否決したときは、その旨を甲議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議院に回付する。

甲議院において乙議院の回付案に同意し、又は同意しなかつたときは、その旨を乙議院に通知する。

第七十五條 法律案について、衆議院において參議院の回付案に同意しなかつたとき、又は參議院において衆議院の送付案を否決し及び衆議院の回付案に同意しなかつたときは、衆議院は、兩院協議會を求めることができる。

第七十六條 豫算及び衆議院先議の條約について、衆議院において參議院の回付案に同意しなかつたとき、又は參議院において衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は、兩院協議會を求めなければならない。

參議院先議の條約について、參議院において衆議院の回付案に同意しなかつたとき、又は衆議院において參議院の送付案を否決したときは、參議院は、兩院協議會を求めなければならない。

第七十七條 各議院において、内閣總理大臣の指名を議決したときは、これを他の議院に通知する。

内閣總理大臣の指名について、兩議院の議決が一致しないときは、參議院は、兩院協議會を求めなければならない。

第七十八條 前三條に規定したものを除いて、國會の議決を要する事件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、先議の議院は、兩院協議會を求めることができる。

第七十九條 一の議院から兩院協議會を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。

第八十條 兩院協議會は、各議院において選舉された各々十人の委員でこれを組織する。

第八十一條 兩院協議會の議長には、各議院の協議委員において夫々互選された議長が、毎會更代してこれに當る。その初會の議長は、抽籤でこれを定める。

第八十二條 兩院協議會は、各議院の協議委員の各々三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第八十三條 兩院協議會においては、その意見が一致したときに限り成案を議決する。

兩院協議會の議事は、前項の場合を除いては、出席協議委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第八十四條 兩院協議會の成案は、兩院協議會を求めた議院において先づこれを議し、他の議院にこれを送付する。

成案については、更に修正することができない。

第八十五條 兩院協議會において、成案を得なかつたときは、各議院の協議委員議長は、各々その旨を議院に報告しなければならない。

第八十六條 各議院の議長は、兩院協議會に出席して意見を述べることができる。

第八十七條 兩院協議會は、國務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。

第八十八條 兩院協議會は、傍聽を許さない。

第八十九條 この法律に定めるものの外、兩院協議會に關する規程は、兩議院の議決によりこれを定める。

第十一章 兩院法規委員會

第九十條 兩院法規委員會は、常時、兩議院及び内閣に對して法制に關する勸告をなし、且つ、國會關係法規を調査研究しその改正を立案する。

第九十一條 兩院法規委員會は、各議院において選舉された各々十人の委員でこれを組織し、その委員長は、委員會でこれを互選する。

委員の任期は、議員としての任期による。

第十二章 議院と國民及び官廳との關係

第九十二條 各議院は、審査又は調査のため、議員を派遣することができる。

第九十三條 各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に對し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、特に秘密にわたるものを除いては、その求めに應じなければならない。

第九十四條 各議院は、議案その他の審査又は國政に關する調査のため、證人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日當を支給する。

第十三章 辞職、退職、補缺及び資格争訟

第九十五條 各議院は、その議員の辞職を許可することができる。但し、閉會中は、議長においてこれを許可することができる。

第九十六條 各議院の議員が、他の議院の議員となり、又は法律により議員たることのできない職務に任ぜられたときは、退職者となる。

第九十七條 各議院の議員が、法律に定めた被選の資格を失つたときは、退職者となる。

第九十八條 各議院の議員に缺員が生じたときは、その院の議長は、内務大臣に通知し補缺を求めなければならない。

第九十九條 各議院において、その議員の資格につき争訟あるときは、委員の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その院の議員から文書で議長に提起しなければならない。

第一百條 裁判所において選舉争訟の裁判手續をしたものは、各議院において、同一事件につき審査することができない。

第一百一條 資格争訟を提起された議員は、二人以内の辯護人を依頼することができる。

第一百二條 議員は、その資格のないことが證明されるまで、議院において議員としての地位及び權能を失はない。但し、自己の資格争訟に關する會議において辯明はできるが、その表決に預かることができない。

第十四章 紀律及び警察

第一百三條 國會の會期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の權は、この法律及び各議院の定める規則に従ひ、議長が、これを行ふ。

參議院の緊急集會中は、前項の規定を準用する。

第一百四條 各議院において、必要とする警察官吏は、内閣がこれを派出し、議長が、これを指揮する。

第一百五條 會議中議員がこの法律又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は發言を取消させる。命に従はないときは、議長は、當日の會議を終るまで發言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第一百六條 議場騷擾のため整理し難いときは、議長は、休憩を宣告し、又は散會することができる。

第一百七條 傍聽人にして議場の妨害をする者あるときは、議長は、これを退場させ、必要な場合は、これを警察官廳に引渡すことができる。

傍聽席が騷擾なときは、議長は、すべての傍聽人を退場させることができる。

第一百八條 各議院において、無禮の言を用ひ、又は他人の身上にわたる言論をしてはならない。

第一百九條 議院の會議又は委員會において、誹毀、侮辱を被つた議員は、これを議院に訴へて處分を求めることができる。私に相報復してはならない。

第十五章 懲罰

第一百十條 各議院は、懲罰事犯を審査するため懲罰委員を設ける。

懲罰事犯あるときは、議長は、先づこれを委員に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

委員会において懲罰事犯あるときは、委員長は、これを議長に報告し處分を求めなければならない。

議員は、二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内に提出しなければならない。

第百十一條 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開議場における譴責
- 二 公開議場における陳謝
- 三 一定期間の登院停止
- 四 除名

第百十二條 兩議院は、除名された議員にして再び當選した者を拒むことができない。

第百十三條 議員、正當な理由がなくして召集日から一週間内に召集に應じないため、又は正當な理由がなくして會議又は委員会に缺席したため、若しくは請暇の期限を過ぎたため、議長が、特に招状を發し、その招状を受け取つた日から一週間内に、なほ、故なく出席しない者は、議長が、これを懲罰委員に付する。

第十六章 彈劾裁判所

第百十四條 彈劾裁判所は、各議院においてその議員中から選舉された同數の裁判員でこれを組織し、その裁判長は、裁判員がこれを互選する。

第百十五條 裁判官の罷免の訴追は、衆議院においてその議員中から選舉された訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行ふ。

訴追委員会の委員長は、その委員がこれを互選する。

第百十六條 彈劾裁判所の裁判員は、同時に訴追委員となることができない。

第百十七條 各議院において裁判員を選舉する際及び衆議院において訴追委員を選舉する際、その豫備員を選舉する。

第百十八條 この法律に定めるものの外、彈劾裁判所及び訴追委員会に關する事項は、別に法律でこれを定める。

第十七章 國會図書館及び議員會館

第百十九條 議員の調査研究の便に資するため、國會に國會図書館を置く。

國會図書館は、一般にこれを利用させることができる。

第百二十條 議員の法制に關する立案に資するため、各議院に法制部を置く。

第百二十一條 議員の職務遂行の便に供するため、議員會館を設け事務室を提供し、及び各議員に一人の事務補助員を付する。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

議院法は、これを廢止する。

この法律施行の際現に在職する衆議院の議長及び副議長は、この法律により衆議院の議長及び副議長が選舉されるまで、その地位にあるものとする。

この法律施行の際現に在職する貴族院及び衆議院の書記官長は、この法律により参議院及び衆議院の事務総長が選挙されるまで、夫々事務総長としての地位にあるものとする。

〔資料〕

新国会法に就いて (二一、一一、二一)

立案の趣旨

現行議院法は、すべて政府中心に規定ができており、議会は、国権の協賛機関となつてゐるため、その規定は、全般的にみて政府に極めて都合のよい手続や運用になつてゐる。そこで、今度の国会法では、国会が、国権の最高機関となつた建前から上述のような規定は、これを削除し、又今後の国政運用の上から必要と思はれる新しい制度を設け、現行規定中今後も必要と思はれるものについても適当な改正を施し、もつて、新憲法の下に、国会として遺憾なき活動をしたいとの考へで立案した。

改正した主要な点は

一、召集

(1)常会の召集時期を法定した(毎年一月)

(2)臨時会の召集要求の手続、及び参議院の緊急集会手続を定めた。

二、開会式

国会の主催する儀式として、議場の設備の関係上、参議院にてこれを行ふこととし、衆議院議長が、司会者となることにした。

三、会期

(1)常会は、五ヶ月、即ち、百五十日間と法定した。

(2)臨時会及び特別会の会期、並びに会期の延長は、国会が、これを自主的に決定することにした。

(3)(2)の場合両院の意見が一致しないときは、已むを得ず衆議院の議決によることとした。

(4)国会の休会

国会の休会は、両院一致の議決を必要となし、各院のみの休会は、その院の自由とした。

四、議員の歳費

最高機関の構成員としての権威と機能とを充分發揮させるため、議員は、一般官吏の最高のもの以上の金額を受くべきものとした。

五、委員会

(1)全院委員会は、数十年來の議会運営の實際に鑑み、これを廃止することにした。

(2)常任委員会は、従來の制度では将来に処して不十分であり、且つ、将来国会の審議の中心となるべきものたるに鑑み、一定の部門別に、これを設けることにした。

(3)予算の審査期間は、廃止することとした。

六、本会議

(1)法律案について、三読会の制度を廃止した。

新に国会法に規定した重要な点は、

一、公聴会的な制度の新設

一般的関心及び目的を有する重要法案については、委員会において、公聴会的な制度を

採用することとした。

二、自由討議制度の新設

本会議において、成るべく全議員に発言の機会を与え、国政全般に関し、自由に質問討論の出来るよう、自由討議の会議を開くことにした。

三、発言に対する時間制限制度

本会議における発言に対し、時間制限をなし得るの権を議長に認めた。

四、両院法規委員会（仮称）の新設

常時、両議院及び内閣に対して法制的必要及び法制的問題につき勧告をなし、且つ、国会法及び両院規則の改正を絶えず研究提案するやうに、両院議員で、組織する両院法規委員会（仮称）を設けることとした。

五、弾劾裁判所

弾劾裁判所に関しては別に法律でこれを定むべきものであるが、必要と認められる若干の規定を挿入した。

六、国会図書館及び議員会館

国会図書館及び議員会館を設置することとし、その原則的規定を設けた。

〔資料〕

J・ウィリアムズの第2次草案後の指示（1946年11月22日）

- 一、常任委員会の名称を法定し、その所管を明らかにすること。
- 二、各常任委員会及び予算分科会に専門員を少くとも二名配置し、かつ調査員をもおくこと。
- 三、各院の該当する常任委員会及び予算分科会は合同審査会を開き得ること。
- 四、常置委員会は取り止めのこと。
- 五、常任委員会、特別委員会は会期中のみ活動すること。
- 六、議案は両院同時に提出し得ること。但し予算は衆議院へ提出した日の翌日に参議院に提出し得ること。
- 七、秘密会開会に関する政府の要求権を削除すること。
- 八、決議案の奏上は衆議院議長からすること。
- 九、質問については二十人以上の賛成を要しないこととするとともに、議長の承認を要することとすること。
- 十、内閣、官公署から各議院へ提出する報告及び記録について「特に秘密にわたるものを除いては」とあるのを削除すること。

〔資料〕

國會法第3次草案（昭和21年12月4日）

國會法

第一章 國會の召集及び開會式

第一條 國會の召集の詔書は、集會の期日を定めて、これを公布する。

第二條 常會は、毎年十二月上旬にこれを召集し、召集の詔書は、少くとも二十日前にこれを公布しなければならない。

臨時會及び憲法第五十四條による國會（これを特別會といふ）の召集詔書の公布は、前項によることを要しない。

第三條 臨時會召集の決定を要求するには、各議院の總議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を経由して内閣に要求書を提出しなければならない。

第四條 參議院の緊急集會を求めるには、内閣總理大臣から、集會の期日を定めて、參議院議長にこれを請求しなければならない。

第五條 議員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集會しなければならない。

第六條 各議院において、召集當日議長若しくは副議長又は議長副議長共になくときは、その選舉を行はなければならない。

第七條 議長及び副議長が選舉されるまでは、事務總長が、議長の職務を行ふ。

第八條 國會の開會式は、會期の始めにこれを行ふ。

第九條 開會式においては、衆議院議長が、議長の職務を行ふ。

衆議院議長に事故があるときは、參議院議長が、議長の職務を行ふ。

第二章 國會の會期及び休會

第十條 常會の會期は、百五十日間とする。

第十一條 臨時會及び特別會の會期は、兩議院一致の議決でこれを定める。

第十二條 國會の會期は、兩議院一致の議決でこれを延長することができる。

第十三條 前二條の場合において、兩議院一致の議決に至らないときは、衆議院の議決したところによる。

第十四條 國會の會期は、召集日からこれを起算する。

第十五條 國會の休會は、兩議院一致の議決を必要とする。但し、各議院は、その院の休會を議決することができる。

各議院の議長は、緊急の必要があると認めたときは、國會の休會中又はその院の休會中でも會議を開くことができる。

第三章 役員及び經費

第十六條 各議院の役員は、左の通りとする。

- 一 議長
- 二 副議長
- 三 假議長
- 四 常任委員長
- 五 事務總長

第十七條 各議院の議長副議長は、各々一人とする。

第十八條 各議院の議長副議長の任期は、各々議員としての任期による。

第十九條 各議院の議長は、その議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する。

第二十條 議長は、委員會に出席し發言することができる。

- 第二十一條 各議院において、議長に事故があるとき又は議長が缺けたときは、副議長が、議長の職務を行ふ。
- 第二十二條 各議院において、議長副議長共に事故があるときは、假議長を選挙し議長の職務を行はせる。
議院は、假議長の選任を議長に委任することができる。
- 第二十三條 各議院において、議長若しくは副議長又は議長副議長共に缺けたときは、直ちにその選挙を行ふ。
- 第二十四條 假議長選挙の場合、及び前條の選挙において、議長の職務を行ふ者がいない場合は、事務総長が、議長の職務を行ふ。
- 第二十五條 常任委員長は、各議院において各々その常任委員中からこれを選挙する。
- 第二十六條 各議院に、事務総長一人、参事その他必要な職員を置く。
- 第二十七條 事務総長は、各議院において國會議員以外の者からこれを選挙する。
参事その他の職員は、事務総長が、議長の同意を得てこれを任免する。
- 第二十八條 事務総長は、議長の監督の下に、議院の事務を統理し、公文に署名する。
参事は、事務総長の命を受け事務を掌理する。
- 第二十九條 事務総長に事故があるとき又は事務総長が缺けたときは、その豫め指定する参事が、事務総長の職務を行ふ。
- 第三十條 役員は、議院の許可を得て辞任することができる。但し、閉會中は、議長において役員の辞任を許可することができる。
- 第三十一條 役員は、官吏と兼ねることができない。
- 第三十二條 兩議院の経費は、獨立して、國の豫算に計上しなければならない。
前項の経費中には、豫備金を設けることを要する。
第四章 議員の特権
- 第三十三條 各議院の議員は、現行犯罪又は内亂、外患に關する罪の外、會期中は、その院の許諾がなければ逮捕されない。
- 第三十四條 参議院の緊急集會中、参議院の議員は、現行犯罪又は内亂、外患に關する罪の外、参議院の許諾がなければ逮捕されない。
参議院の緊急集會前に逮捕された参議院の議員は、参議院の要求があれば、緊急集會中これを釋放しなければならない。
- 第三十五條 議員は、一般官吏の最高の俸給額より少くない歳費を受ける。
- 第三十六條 議員は、別に定める規則に従い、無賃で國有鐵道に乘車することができる。
- 第三十七條 議員は、會期中公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信をするため、別に定めるところにより手當を受ける。
第五章 委員及び委員會
- 第三十八條 各議院の委員は、常任委員及び特別委員とする。
- 第三十九條 常任委員は、會期の始めに議院において選挙し、議員の任期中その任にあるものとする。
議員は、同時に二箇を超える常任委員となることができない。

第四十條 各議院の常任委員會は、左の通りとし、その部門に屬する議案、請願、陳情書

その他を審査する。

- 一 外務委員會
- 二 治安及び地方制度委員會
- 三 國土計畫委員會
- 四 司法委員會
- 五 文教委員會
- 六 厚生委員會
- 七 勞働委員會
- 八 農林委員會
- 九 水産委員會
- 十 商業委員會
- 十一 鑛工業委員會
- 十二 電氣委員會
- 十三 運輸及び交通委員會
- 十四 通信委員會
- 十五 財政及び金融委員會
- 十六 豫算委員會
- 十七 決算委員會
- 十八 議院經費委員會
- 十九 圖書館運營委員會
- 二十 懲罰委員會

前項各號の外、議院で必要と認めたときは、常任委員會を設けることができる。

第四十一條 各常任委員會（議院經費委員會、圖書館運營委員會及び懲罰委員會を除く）

には、少くとも二人の國會議員でない専門の智識を有する職員を置く。

専門的職員は、相當額の報酬を受け、他の職務を兼ねることができない。

専門的職員は、その職を辞した後五年間は、内閣行政各部におけるいかなる職務にも就くことができない。

第四十二條 兩議院の常任委員會は、各々その委員會の決議により、合同審査會を開くことができる。

第四十三條 特別委員は、常任委員會の所管に屬しない特定の事件を審査するため、議院において選舉し、その委員會に付託された事件が、その院で議決されるまでその任にあるものとする。

特別委員長は、その委員がこれを互選する。

第四十四條 常任委員會及び特別委員會は、會期中に限り付託された事件を審査する。

第四十五條 委員長は、委員會の議事を整理し、秩序を保持する。

第四十六條 委員會は、その委員の半數以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第四十七條 委員會の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

第四十八條 委員會は、一般的關心及び目的を有する重要な案件について、公聽會を開き、眞に利害關係を有する者又は學識經驗者等から意見を聴くことができる。

歳入に關する重要法案については、前項の公聽會を開かなければならない。

第四十九條 委員會は、議員の外、委員長の許可を得た者が、これを傍聽することができる。但し、その決議により秘密會とすることができる。

委員長は、秩序保持のため、傍聽人の退場を命ずることができる。

第五十條 委員長は、委員會の経過及び結果を議院に報告しなければならない。

第五十一條 委員會において廢棄された少數意見を議院に提出しようとする者が、出席委員の三分の一以上あるときは、少數意見者は、委員長の報告について議院に報告することができる。

第六章 會議

第五十二條 各議院の議長は、議事日程を定め、豫めこれを議院に報告する。

第五十三條 議員から發議された議案又は修正の動議を議題とするには、二十人以上の賛成を要する。

第五十四條 内閣が、一の議院に議案を提出したときは、豫備審査のため、その翌日以後他の議院に提出することができる。

第五十五條 内閣が、既に議題となつた議案を修正し又は撤回するには、その院の承諾を要する。

第五十六條 各議院が提出した議案については、その委員長（その代理者を含む）又は發議者は、他の議院において、提案の理由を説明することができる。

第五十七條 國會の議決を要する議案で、兩議院の一において否決したものは、同會期中において再びこれを提出することができない。

第五十八條 法律案及び内閣から提出したその他の議案は、委員の審査を経なければならない。但し、その院の議決で、これを省略することができる。

第五十九條 各議院の議長は、質疑、討論その他の發言について、時間を制限することができる。

議員が時間制限のため發言を終らなかつた部分については、議長の認める範囲内において、これを會議録に掲載する。

第六十條 各議院の會議は、議長又は議員十人以上の發議があつたとき、出席議員の三分の二以上の議決により公開を停めることができる。

第六十一條 秘密會議の記録中、特に秘密を要するものとその議院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第六十二條 内閣は、内閣總理大臣が缺けたとき又は辭表を提出したときは、直ちにその旨を兩議院に通知しなければならない。

第六十三條 すべて議案について、最後の議決があつた場合、及び衆議院の議決が國會の議決となつた場合には、衆議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を經由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。

内閣總理大臣の指名については、衆議院議長から、内閣を經由して奏上する。

第六十四條 法律は、奏上の日から三十日以内にこれを公布しなければならない。

第六十五條 一の地方公共團體のみに適用される特別法については、兩議院一致の議決があつた場合、又は兩議院の議決を異にしたため、衆議院が出席議員の三分の二以上で再び可決した場合に、別に定める法律により、その地方公共團體の住民の投票において、その過半数の同意を得たときに、さきの國會の議決又は衆議院の議決が、確定して法律となる。

前項の特別法は、法律となつた日から三十日以内にこれを公布しなければならない。

第六十六條 會期中に議決に至らなかつた案件は、後會に繼續しない。

第七章 國務大臣及び政府委員

第六十七條 内閣は、國會において國務大臣を補佐するため、兩議院の議長の承認を得て政府委員を任命することができる。

第六十八條 國務大臣及び政府委員が、議院の會議又は委員會において發言しようとするときは、議長又は委員長の許可を受けなければならない。

第六十九條 委員會は、議長を經由して國務大臣及び政府委員の出席を求めることができる。

第七十條 議院の會議及び委員會に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを國務大臣及び政府委員に送付する。

第八章 質問及び自由討議

第七十一條 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、二十人以上の賛成を要する。

質問は、簡明な主意書を作り賛成者と共に連署して、これを議長に提出しなければならない。

第七十二條 質問主意書は、議長が、これを内閣に轉送する。

内閣は、質問主意書を受取つた日から七日以内に答辯をしなければならない。その期間内に答辯をしないときは、理由を明示することを要する。

第七十三條 質問、緊急を要するときは、二十人以上の賛成を待つて、議院の議決により口頭でこれをなすことができる。

第七十四條 質問に對する内閣の答辯に關し、議員の動議により、討論に付することができる。

第七十五條 各議院は、國政に關し議員に自由討議の機會を與えるため、少くとも、二週間に一回その會議を開くことを要する。

自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができる。

自由討議における發言の時間は、議長において、これを定める。

第九章 請願

第七十六條 各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第七十七條 請願は、各議院において委員の審査を経た後これを議決する。

委員會において、議院の會議に付するを要しないと決定した請願は、これを會議に付さない。但し、議員二十人以上の要求があるものは、これを會議に付さなければならない。

第七十八條 各議院において採擇した請願で、内閣において措置するを適當と認めたものは、これを内閣に送付する。

内閣は、前項の請願の處理の經過を毎年議院に報告しなければならない。

第七十九條 各議院は、各別に請願を受け互いに干預しない。

第十章 兩議院關係

第八十條 國會の議決を要する議案を甲議院において可決し、又は修正したときは、これを乙議院に送付し、否決したときは、その旨を乙議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案に同意し、又はこれを否決したときは、その旨を甲議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議院に回付する。

甲議院において乙議院の回付案に同意し、又は同意しなかつたときは、その旨を乙議院に通知する。

第八十一條 法律案について、衆議院において參議院の回付案に同意しなかつたとき、又は參議院において衆議院の送付案を否決し及び衆議院の回付案に同意しなかつたときは、衆議院は、兩院協議會を求めることができる。

第八十二條 豫算及び衆議院先議の條約について、衆議院において參議院の回付案に同意しなかつたとき、又は參議院において衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は、兩院協議會を求めなければならない。

參議院先議の條約について、參議院において衆議院の回付案に同意しなかつたとき、又は衆議院において參議院の送付案を否決したときは、參議院は、兩院協議會を求めなければならない。

第八十三條 各議院において、内閣總理大臣の指名を議決したときは、これを他の議院に通知する。

内閣總理大臣の指名について、兩議院の議決が一致しないときは、參議院は、兩院協議會を求めなければならない。

第八十四條 前三條に規定したものを除いて、國會の議決を要する事件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、先議の議院は、兩院協議會を求めることができる。

第八十五條 一の議院から兩院協議會を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。

第八十六條 兩院協議會は、各議院において選舉された各々十人の委員でこれを組織する。

第八十七條 兩院協議會の議長には、各議院の協議委員において夫々互選された議長が、毎會更代してこれに當る。その初會の議長は、抽籤でこれを定める。

第八十八條 兩院協議會は、各議院の協議委員の各々三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第八十九條 兩院協議會においては、その意見が一致したときに限り成案を議決する。

兩院協議會の議事は、前項の場合を除いては、出席協議委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第九十條 兩院協議會の成案は、兩院協議會を求めた議院において先づこれを議し、他の議院にこれを送付する。

成案については、更に修正することができない。

第九十一條 兩院協議會において、成案を得なかつたときは、各議院の協議委員議長は、各々その旨を議院に報告しなければならない。

第九十二條 各議院の議長は、兩院協議會に出席して意見を述べることができる。

第九十三條 兩院協議會は、國務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。

第九十四條 兩院協議會は、傍聽を許さない。

第九十五條 この法律に定めるものの外、兩院協議會に関する規程は、兩議院の議決によりこれを定める。

第十一章 兩院法規委員會

第九十六條 兩院法規委員會は、兩議院及び内閣に對し、新立法の提案並びに現行の法律及び政令に關して勸告し、且つ、國會關係法規を調査研究して、兩議院に對し、その改正につき助言する。

第九十七條 兩院法規委員會は、衆議院から選舉された十人の委員、參議院から選舉された五人の委員でこれを組織し、その委員長は、委員會でこれを互選する。

委員の任期は、議員としての任期による。

第九十八條 兩院法規委員會は、兩議院において特に議決のない限り閉會中は、これを開くことができない。

第九十九條 兩院法規委員會に關するその他の規定は、兩議院の議決によりこれを定める。

第十二章 議院と國民及び官廳との關係

第百條 各議院は、審査又は調査のため、議員を派遣することができる。

第百一條 各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に對し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに應じなければならない。

第百二條 各議院は、議案その他の審査又は國政に關する調査のため、證人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日當を支給する。

第十三章 辭職、退職、補缺及び資格争訟

第百三條 各議院は、その議員の辭職を許可することができる。但し、閉會中は、議長においてこれを許可することができる。

第百四條 各議院の議員が、他の議院の議員となり、又は法律により議員たることのできない職務に任ぜられたときは、退職者となる。

第百五條 各議院の議員が、法律に定めた被選の資格を失つたときは、退職者となる。

第百六條 各議院の議員に缺員が生じたときは、その院の議長は、内務大臣に通知し補缺を求めなければならない。

第百七條 各議院において、その議員の資格につき争訟あるときは、委員の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その院の議員から文書で議長に提起しなければならない。

第百八條 裁判所において選舉争訟の裁判手續をしたものは、各議院において、同一事件につき審査することができない。

第百九條 資格争訟を提起された議員は、二人以内の辯護人を依頼することができる。

第百十條 議員は、その資格のないことが證明されるまで、議院において議員としての地位及び權能を失はない。但し、自己の資格争訟に關する會議において辯明はできるが、その表決に預かることができない。

第十四章 紀律及び警察

第百十一條 國會の會期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の權は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行ふ。

參議院の緊急集會中は、前項の規定を準用する。

第百十二條 各議院において、必要とする警察官吏は、内閣がこれを派出し、議長が、これを指揮する。

第百十三條 會議中議員がこの法律又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は發言を取消させる。命に従はないときは、議長は、當日の會議を終るまで發言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第百十四條 議場騷擾のため整理し難いときは、議長は、休憩を宣告し、又は散會することができる。

第百十五條 傍聽人にして議場の妨害をする者あるときは、議長は、これを退場させ、必要な場合は、これを警察官廳に引渡すことができる。

傍聽席が騷擾なときは、議長は、すべての傍聽人を退場させることができる。

第百十六條 各議院において、無禮の言を用ひ、又は他人の身上にわたる言論をしてはならない。

第百十七條 議院の會議又は委員會において、誹毀、侮辱を被つた議員は、これを議院に訴へて處分を求めることができる。私に相報復してはならない。

第十五章 懲罰

第百十八條 各議院において懲罰事犯あるときは、議長は、先づこれを懲罰委員に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

委員會において懲罰事犯あるときは、委員長は、これを議長に報告し處分を求めなければならない。

議員は、二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内に提出しなければならない。

第百十九條 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開議場における譴責
- 二 公開議場における陳謝
- 三 一定期間の登院停止
- 四 除名

第百二十條 兩議院は、除名された議員にして再び當選した者を拒むことができない。

第百二十一條 議員、正當な理由がなくして召集日から一週間内に召集に應じないため、又は正當な理由がなくして會議又は委員會に缺席したため、若しくは請暇の期限を過ぎたた

め、議長が、特に招状を發し、その招状を受け取つた日から一週間内に、なお、故なく出席しない者は、議長が、これを懲罰委員に付する。

第十六章 彈劾裁判所

第二百二十二條 裁判官の彈劾は、各議院においてその議員中から選舉された同數の裁判員で組織する彈劾裁判所がこれを行ふ。

彈劾裁判所の裁判長は、裁判員がこれを互選する。

第二百二十三條 裁判官の罷免の訴追は、衆議院においてその議員中から選舉された訴追委員で組織する訴追委員會がこれを行ふ。

訴追委員會の委員長は、その委員がこれを互選する。

第二百二十四條 彈劾裁判所の裁判員は、同時に訴追委員となることができない。

第二百二十五條 各議院において裁判員、衆議院において訴追委員を選舉する際、その豫備員を選舉する。

第二百二十六條 この法律に定めるものの外、彈劾裁判所及び訴追委員會に關する事項は、別に法律でこれを定める。

第十七章 國會図書館及び議員會館

第二百二十七條 議員の調査研究の便に資するため、國會に國會図書館を置く。

國會図書館は、一般にこれを利用させることができる。

第二百二十八條 議員の法制に關する立案に資するため、各議院に法制部を置く。

第二百二十九條 議員の職務遂行の便に供するため、議員會館を設け事務室を提供し、及び事務補助員を付する。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

議院法は、これを廃止する。

この法律施行の際現に在職する衆議院の議長及び副議長は、この法律により衆議院の議長及び副議長が選舉されるまで、その地位にあるものとする。

この法律施行の際現に在職する衆議院及び貴族院の書記官長は、この法律により衆議院及び參議院の事務總長が選舉されるまで、夫々事務總長としての地位にあるものとする。

參議院成立當初における參議院の會議その他の手續及び内部の規律に關しては、參議院において規則を定めるまでは、衆議院規則の例による。

〔資料〕

J・ウィリアムズの第3次草案後の指示（1946年12月6日）

- 一、「常会は毎年十二月上旬召集し」となっているが、会期（百五十日）内議員の任期が満了する場合にはどうなるか、この点を研究すること。
- 二、各院の休会は七日以内に制限すること。
- 三、「議員は、別に定める規則に従い無賃で会期中及び公務のため自由に国有鉄道に乘車することができる。」を削除すること。
- 四、議員はその任期中法律で定められた場合及び国会で承認された場合の外、行政各部の委員、顧問囑託等の職務に就くことができないこととする。

- 五、議員は少なくとも一個の常任委員となることとする。
- 六、常任委員会及び特別委員会とも比率による委員選出を規定すること。
- 七、常任委員会及び特別委員会は、議院で認めた場合には閉会中も活動し得ること。
- 八、予算及び歳入法案については必ず公聴会を開くこと。
- 九、少数意見書が提出されたときは、会議録に掲載されることを規定すること。
- 十、すべて議員は、議案を発議することができる。議案が事務総長の手元でファイルされたときは、提出されたものとみなされる。提出された議案は、議長が適当な委員会に付託する。付託された議案は当該委員会の承諾ある場合及び二十人以上の議員の賛成がある場合においては本会議で直接審議することができる。
- 十一、質問の提出につき「二十人以上の賛成」を削り、「議長の承認」とすること。同時に議長が承認しなかった質問については提出者の要求によりその主意書を会議録に掲載することとする。
- 十二、一時不再議に関する「国会の議決を要する議案で両議院の一において否決したものは、同会期中において再びこれを提出することができない」旨の規定を削ること。

〔資料〕

国会法第4次草案（昭和21年12月9日）

国会法第4次草案（昭和21年12月9日）

国会法

第一章 国会の召集及び開会式

第一條 国会召集の詔書は、集会の期日を定めて、これを公布する。

常会の召集詔書は、少くとも二十日前にこれを公布しなければならない。

臨時会及び憲法第五十四條による国会（これを特別会といふ）の召集詔書の公布は、前項によることを要しない。

第二條 常会は、毎年十二月上旬にこれを召集する。但し、その会期中に衆議院議員の任期が満限達する場合は、この限りでない。

第三條 臨時会召集の決定を要求するには、いずれかの議院の総議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を経由して内閣に要求書を提出しなければならない。

第四條 参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定めて、参議院議長にこれを請求しなければならない。

第五條 議員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集会しなければならない。

第六條 各議院において、召集当日議長若しくは副議長又は議長副議長共になくるときは、その選挙を行はなければならない。

第七條 議長及び副議長が選挙されるまでは、事務総長が、議長の職務を行う。

第八條 国会の開会式は、会期の始めにこれを行う。

第九條 開会式においては、衆議院議長が、議長の職務を行う。

衆議院議長に事故があるときは、参議院議長が、議長の職務を行う。

第二章 国会の会期及び休会

第十條 常会の会期は、百五十日間とする。

第十一條 臨時会及び特別会の会期は、両議院一致の議決でこれを定める。

第十二條 国会の会期は、両議院一致の議決でこれを延長することができる。

第十三條 前二條の場合において、両議院一致の議決に至らないときは、衆議院の議決したところによる。

第十四條 国会の会期は、召集日からこれを起算する。

第十五條 国会の会期中に衆議院議員の任期が満限に達したときは、国会は閉会となる。

第十六條 国会の休会は、両議院一致の議決を必要とする。但し、各議院は、七日以内においてその院の休会を議決することができる。

各議院は、議長において緊急の必要があると認めるとき又は総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、国会の休会中又はその院の休会中でも会議を開くことができる。

第三章 役員及び経費

第十七條 各議院の役員は、左の通りとする。

- 一 議長
- 二 副議長
- 三 假議長
- 四 常任委員長
- 五 事務総長

第十八條 各議院の議長、副議長は、各々一人とする。

第十九條 各議院の議長、副議長の任期は、各々議員としての任期による。

第二十條 各議院の議長は、その議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する。

第二十一條 議長は、委員会に出席し発言することができる。

第二十二條 各議院において、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が、議長の職務を行う。

第二十三條 各議院において、議長副議長共に事故があるときは、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。

議院は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

第二十四條 各議院において、議長若しくは副議長又は議長副議長共に欠けたときは、直ちにその選挙を行う。

第二十五條 仮議長選挙の場合、及び前條の選挙において、議長の職務を行う者がいない場合は、事務総長が、議長の職務を行う。

第二十六條 常任委員長は、各議院において各々その常任委員中からこれを選挙する。

第二十七條 各議院に、事務総長一人、参事その他必要な職員を置く。

第二十八條 事務総長は、各議院において国会議員以外の者からこれを選挙する。

参事その他の職員は、事務総長が、議長の同意を得てこれを任免する。

第二十九條 事務総長は、議長の監督の下に、議院の事務を統理し、公文に署名する。

参事は、事務総長の命を受け事務を掌理する。

第三十條 事務総長に事故があるとき又は事務総長が欠けたときは、その予め指定する参事が、事務総長の職務を行う。

第三十一條 役員は、議院の許可を得て辞任することができる。但し、閉会中は、議長において役員を辞任を許可することができる。

第三十二條 役員は、官吏と兼ねることができない。

第三十三條 両議院の経費は、独立して、國の予算に計上しなければならない。

前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

第四章 議員の特権

第三十四條 各議院の議員は、現行犯罪又は内乱、外患に関する罪の外、会期中は、その院の許諾がなければ逮捕されない。

第三十五條 参議院の緊急集会中、参議院の議員は、現行犯罪又は内乱、外患に関する罪の外、参議院の許諾がなければ逮捕されない。

参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員は、参議院の要求があれば、緊急集会中これを釈放しなければならない。

第三十六條 議員は、一般官吏の最高の俸給額より少くない歳費を受ける。

第三十七條 議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる。

第三十八條 議員は、別に定める規則に従い、会期中及び公務のため自由に國有鉄道に乗車することができる。

第三十九條 議員は、会期中公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信をするため、別に定めるところにより手当を受ける。

第四十條 議員は、その任期中別に法律で定めた場合を除いては、官吏又は地方公共団体の吏員となることができない。

議員は、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、囑託その他これに準ずる職務に就くことができない。但し、議院において承認したとき又は閉会中議長において承認したときは、この限りでない。

第五章 委員及び委員会

第四十一條 各議院の委員は、常任委員及び特別委員とする。

第四十二條 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、同時に三箇を超える常任委員となることができない。

第四十三條 各議院の常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案、請願、陳情書その他を審査する。

- 一 外務委員会
- 二 治安及び地方制度委員会
- 三 國土計画委員会
- 四 司法委員会
- 五 文教委員会
- 六 文化委員会

- 七 厚生委員会
- 八 労働委員会
- 九 農林委員会
- 十 水産委員会
- 十一 商業委員会
- 十二 鉱工業委員会
- 十三 電気委員会
- 十四 運輸及び交通委員会
- 十五 通信委員会
- 十六 財政及び金融委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算委員会
- 十九 議院運営委員会
- 二十 図書館運営委員会
- 二十一 懲罰委員会

前項の常任委員会は、その院の議決でこれを併合することができる。

第四十四條 各常任委員会には、少くとも二人の國會議員でない専門の智識を有する職員（これを専門的職員という）及び書記を常置する。但し、議院において不必要と認めたものについては、この限りでない。

専門的職員は、相当額の報酬を受け、他の職務を兼ねることができない。

専門的職員は、その職を辞した後二年間は、内閣行政各部における、いかなる職務にも就くことができない。

第四十五條 各議院の常任委員会は、他の議院の常任委員会と協議して、合同審査会を開くことができる。

第四十六條 特別委員は、常任委員会の所管に属しない特定の事件を審査するため、議院において選任し、その委員会に付託された事件が、その院で議決されるまでその任にあるものとする。

特別委員長は、その委員がこれを互選する。

第四十七條 常任委員及び特別委員は、各派の所属議員数に應じ按分して、これを割当て選任する。

各派は、その割当数の一部を他派に委譲することができる。

第四十八條 常任委員会及び特別委員会は、会期中に限り付託された事件を審査する。

常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された事件については、閉会中もなお、これを審査することができる。

第四十九條 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

第五十條 委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第五十一條 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第五十二條 委員会は、一般的関心及び目的を有する重要な案件について、公聴会を開き、眞に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聴くことができる。

重要な歳入法案については、前項の公聴会を開かなければならない。

第五十三條 委員会は、議員の外、委員長の許可を得た者が、傍聴することができる。但し、その決議により秘密会とすることができる。

委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

第五十四條 委員長は、委員会の経過及び結果を議院に報告しなければならない。

第五十五條 委員会において廃棄された少数意見は、委員長の報告に次いで少数意見者がこれを議院に報告することができる。

議長は、少数意見の報告につき時間を制限することができる。

少数意見者が少数意見の報告に代えて簡明な報告書を議長に提出したときは、これを会議録に掲載する。

第六章 会議

第五十六條 各議院の議長は、議事日程を定め、予めこれを議院に報告する。

第五十七條 すべて議員は、議案を発議することができる。

議案が発議又は提出されたときは、議長は、これを適當の委員会に付託し、その審査を経てこれを会議に付する。但し、特に緊急を要するものは、議院の議決で委員会の審査を省略することができる。

委員会において議院の会議に付するを要しないと決定した議案につき議員二十人以上の要求があるときは、これを会議に付さなければならない。

第五十八條 議案に対する修正の動議を議題とするには、二十人以上の賛成を要する。

第五十九條 内閣が、一の議院に議案を提出したときは、予備審査のため、その翌日以後他の議院に提出することができる。

第六十條 内閣が、既に議題となつた議案を修正し又は撤回するには、その院の承諾を要する。

第六十一條 各議院が提出した議案については、その委員長（その代理者を含む）又は発議者は、他の議院において、提案の理由を説明することができる。

第六十二條 各議院の議長は、質疑、討論その他の発言について、時間を制限することができる。

議員が時間制限のため発言を終らなかつた部分については、議長の認める範囲内において、これを会議録に掲載する。

第六十三條 各議院の会議は、議長又は議員十人以上の発議があつたとき、出席議員の三分の二以上の議決により公開を停めることができる。

第六十四條 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその議院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第六十五條 内閣は、内閣総理大臣が欠けたとき又は辞表を提出したときは、直ちにその旨を両議院に通知しなければならない。

第六十六條 両議院の議決を要する議案について、最後の議決があつた場合、及び衆議院の議決が国会の議決となつた場合には、衆議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、内閣に送付する。

内閣総理大臣の指名については、衆議院議長から、内閣を経由して奏上する。

第六十七條 法律は、奏上の日から三十日以内にこれを公布しなければならない。

第六十八條 一の地方公共団体のみに適用される特別法については、国会において最後の議決があつた場合は、別の法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票に付し、その過半数の同意を得たときに、さきの国会の議決が、確定して法律となる。

前項の特別法は、内閣からこれを奏上しなければならない。

第六十九條 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。

第七章 國務大臣及び政府委員

第七十條 内閣は、国会において國務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て政府委員を任命することができる。

第七十一條 國務大臣及び政府委員が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

第七十二條 委員会は、議長を経由して國務大臣及び政府委員の出席を求めることができる。

第七十三條 委員会は、議長を経由して会計検査院の院長及び検査官の出席説明を求めることができる。

第七十四條 議院の会議及び委員会に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを國務大臣及び政府委員に送付する。

第八章 質問及び自由討議

第七十五條 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

議長の承認がなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、その主意書を会議録に掲載しなければならない。

第七十六條 議長が承認した質問主意書は、これを内閣に轉送する。

内閣は、質問主意書を受取つた日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁をしないときは、理由を明示することを要する。

第七十七條 質問、緊急を要するときは、議院の議決により口頭でこれをなすことができる。

第七十八條 質問に対する内閣の答弁に関し、議員の動議により、討論又は表決に付することができる。

第七十九條 各議院は、國政に関し議員に自由討議の機会を與えるため、少くとも、二週間に一回その会議を開くことを要する。

自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができる。

自由討議における発言の時間は、議長において、これを定める。

第九章 請願

第八十條 各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第八十一條 請願は、各議院において委員会の審査を経た後これを議決する。

委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した請願は、これを会議に付さない。但し、議員二十人以上の要求があるものは、これを会議に付さなければならない。

第八十二條 各議院において採択した請願で、内閣において措置するを適当と認めたものは、これを内閣に送付する。

内閣は、前項の請願の処理の経過を毎年議院に報告しなければならない。

第八十三條 各議院は、各別に請願を受け互いに干渉しない。

第十章 両議院関係

第八十四條 国会の議決を要する議案を甲議院において可決し、又は修正したときは、これを乙議院に送付し、否決したときは、その旨を乙議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案に同意し、又はこれを否決したときは、その旨を甲議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議院に回付する。

甲議院において乙議院の回付案に同意し、又は同意しなかつたときは、その旨を乙議院に通知する。

第八十五條 法律案について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決し及び衆議院の回付案に同意しなかつたときは、衆議院は、両院協議会を求めることができる。

第八十六條 予算及び衆議院先議の條約について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は、両院協議会を求めなければならない。

参議院先議の條約について、参議院において衆議院の回付案に同意しなかつたとき、又は衆議院において参議院の送付案を否決したときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

第八十七條 各議院において、内閣総理大臣の指名を議決したときは、これを他の議院に通知する。

内閣総理大臣の指名について、両議院の議決が一致しないときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

第八十八條 前三條に規定したものを除いて、国会の議決を要する事件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。

第八十九條 一の議院から両院協議会を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。

第九十條 両院協議会は、各議院において選挙された各々十人の委員でこれを組織する。

第九十一條 両院協議会の議長には、各議院の協議委員において夫々互選された議長が、毎会更代してこれに当る。その初会の議長は、くじでこれを定める。

第九十二條 両院協議会は、各議院の協議委員の各々三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第九十三條 両院協議会においては、その意見が一致したときに限り成案を議決する。

両院協議会の議事は、前項の場合を除いては、出席協議委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第九十四條 両院協議会の成案は、両院協議会を求めた議院において先ずこれを議し、他の議院にこれを送付する。

成案については、更に修正することができない。

第九十五條 両院協議会において、成案を得なかつたときは、各議院の協議委員議長は、各々その旨を議院に報告しなければならない。

第九十六條 各議院の議長は、両院協議会に出席して意見を述べることができる。

第九十七條 両院協議会は、國務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。

第九十八條 両院協議会は、傍聴を許さない。

第九十九條 この法律に定めるものの外、両院協議会に関する規程は、両議院の議決によりこれを定める。

第十一章 両院法規委員会

第一百條 両院法規委員会は、両議院及び内閣に対し、新立法の提案並びに現行の法律及び政令に関して勧告し、且つ、国会関係法規を調査研究して、両議院に対し、その改正につき助言する。

第一百一條 両院法規委員会は、衆議院から選挙された十人の委員及び参議院から選挙された五人の委員でこれを組織し、その委員長は、委員会でこれを互選する。

委員の任期は、議員としての任期による。

第一百二條 両院法規委員会は、両議院において特に議決のない限り閉会中は、これを開くことができない。

第一百三條 両院法規委員会に関するその他の規定は、両議院の議決によりこれを定める。

第十二章 議院と國民及び官廳との關係

第一百四條 各議院は、審査又は調査のため、議員を派遣することができる。

第一百五條 各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに應じなければならない。

第一百六條 内閣及び各省はその刊行物を国会図書館に送付しなければならない。

図書館運営委員会において必要と認めたものについては、内閣及び各省をしてこれを各議員に配付させることができる。

第一百七條 各議院は、議案その他の審査又は國政に関する調査のため、証人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

第十三章 辞職、退職、補欠及び資格争訟

第一百八條 各議院は、その議員の辞職を許可することができる。但し、閉会中は、議長においてこれを許可することができる。

第一百九條 各議院の議員が、他の議院の議員となり、又は法律により議員たることのできない職務に任ぜられたときは、退職者となる。

第一百十條 各議院の議員が、法律に定めた被選の資格を失つたときは、退職者となる。

第一百十一條 各議院の議員に欠員が生じたときは、その院の議長は、内務大臣に通知しなければならない。

第一百十二條 各議院において、その議員の資格につき争訟あるときは、委員の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その院の議員から文書で議長に提起しなければならない。

第一百十三條 資格争訟を提起された議員は、二人以内の弁護人を依頼することができる。

前項の弁護人の中一人の費用は、國費で支弁する。

第一百十四條 議員は、その資格のないことが証明されるまで、議院において議員としての地位及び権能を失はない。但し、自己の資格争訟に関する会議において弁明はできるが、その表決に預かることができない。

第十四章 紀律及び警察

第一百十五條 国会の会期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の権は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行う。

参議院の緊急集会中は、前項の規定を準用する。

第一百十六條 各議院において、必要とする警察官吏は、議長の要求により、内閣がこれを派出し、議長の指揮を受ける。

第一百十七條 会議中議員がこの法律又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議を終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第一百十八條 議長は、議場を整理し難いときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

第一百十九條 傍聴人にして議場の妨害をする者あるときは、議長は、これを退場させ、必要な場合は、これを警察官廳に引渡すことができる。

傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

第一百二十條 各議院において、無礼の言を用い、又は他人の身上にわたる言論をしてはならない。

第一百二十一條 議院の会議又は委員会において、侮辱を被つた議員は、これを議院に訴えて処分を求めることができる。

第十五章 懲罰

第一百二十二條 各議院において懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

議員は、二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内に提出しなければならない。

第一百二十三條 懲罰は、左の通りとする。

一 公開議場における戒告

二 公開議場における陳謝

三 一定期間の登院停止

四 除名

第二百二十四條 両議院は、除名された議員にして再び当選した者を拒むことができない。

第二百二十五條 議員、正当な理由がなくて召集日から一週間内に召集に應じないため、又は正当な理由がなくて会議又は委員会に欠席したため、若しくは請暇の期限を過ぎたため、議長が、特に招状を發し、その招状を受け取つた日から一週間内に、なお、故なく出席しない者は、議長が、これを懲罰委員に付する。

第十六章 弾劾裁判所

第二百二十六條 裁判官の弾劾は、各議院においてその議員中から選挙された同数の裁判員で組織する弾劾裁判所がこれを行う。

弾劾裁判所の裁判長は、裁判員がこれを互選する。

第二百二十七條 裁判官の罷免の訴追は、衆議院においてその議員中から選挙された訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行う。

訴追委員会の委員長は、その委員がこれを互選する。

第二百二十八條 弾劾裁判所の裁判員は、同時に訴追委員となることができない。

第二百二十九條 各議院において裁判員、衆議院において訴追委員を選挙する際、その予備員を選挙する。

第二百三十條 この法律に定めるものの外、弾劾裁判所及び訴追委員会に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第十七章 国会図書館及び議員会館

第二百三十一條 議員の調査研究の便に資するため、国会に図書館を置く。

国会図書館は、一般にこれを利用させることができる。

第二百三十二條 議員の法制に関する立案に資するため、各議院に法制部を置く。

第二百三十三條 議員の職務遂行の便に供するため、議員会館を設け事務室を提供し、及び各議員に一人の事務補助員を付する。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

議院法は、これを廃止する。

この法律施行の際現に在職する衆議院の議長及び副議長は、この法律により衆議院の議長及び副議長が選挙されるまで、その地位にあるものとする。

この法律施行の際現に在職する衆議院及び貴族院の書記官長は、この法律により衆議院及び参議院の事務総長が選挙されるまで、夫々事務総長としての地位にあるものとする。

参議院成立当初における参議院の会議その他の手続及び内部の規律に関しては、参議院において規則を定めるまでは、衆議院規則の例による。

〔資料〕

J・ウィリアムズの第4次草案後の指示（1946年12月14日）

一、常会の会期と議員の任期の関係について

「常会は、毎年十二月上旬にこれを召集する。但し、その会期中に衆議院議員の任期が満限達する場合はこの限りでない」（第四次第二条）

「国会の会期中に衆議院議員の任期が満限に達したときは、国会は閉会となる。」（第四次第十五条）

右は内閣によって常会の会期が故意に短縮されるおそれがあるからこれを避けること。

但しその会期中に議員の任期が満限に達しないようにこれを召集しなければならない。

二、会期中の議員及び緊急集会中の参議院の議員の不逮捕特権に関し

「各議院の議員は、現行犯罪又は内乱外患に関する罪の外、会期中はその院の許諾がなければ逮捕されない」（第四次第三十四条）

内乱外患に関する罪を除き、院外における犯罪で刑法の規定により現行犯と定義された場合だけに限定すること

三、公聴会について

十二月六日にも予算及び歳入法案については公聴会を必ず開くよう話があったが、極く少額の更正予算について開くのもどうかと思われ、また歳入法案全部についてというとその範囲もあいまいになるというので第四次草案では「重要な歳入法案」についてのみ開くこととしたが、再び反撃にあい「すべての予算及び歳入法案」 **all budget and revenue measures** と改めよとの注文 止むを得ずに予算についてはのんだが、歳入法案は重要なものと制限した。後で貴族院で修正されて総予算に限定された。

四、質問について

十二月六日には、議長の承認を必要とするという指示でそのように条文を改めたが、また改めて議長の不承認の場合には議院に異議の申立てをできる途を開けとのことであった。（第四次第七十五条）

その他

〔資料〕

国会法案衆議院提出案（昭和 21 年 12 月 17 日）

国会法

第一章 国会の召集及び開会式

第一條 国会召集の詔書は、集会の期日を定めて、これを公布する。

常会の召集詔書は、少なくとも二十日前にこれを公布しなければならない。

臨時会及び特別会（憲法第五十四條により召集された国会をいふ）の召集詔書の公布は、前項によることを要しない。

第二條 常会は、毎年十二月上旬にこれを召集する。但し、その会期中に議員の任期が満限に達しないようにこれを召集しなければならない。

第三條 臨時会召集の決定を要求するには、いずれかの議院の総議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を経由して内閣に要求書を提出しなければならない。

第四條 参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定めて、参議院議長にこれを請求しなければならない。

第五條 議員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集会しなければならない。

第六條 各議院において、召集の当日に議長若しくは副議長がないとき、又は議長及び副議長が共になくときは、その選挙を行はなければならない。

第七條 議長及び副議長が選挙されるまでは、事務総長が、議長の職務を行う。

第八條 国会の開会式は、会期の始めにこれを行う。

第九條 開会式においては、衆議院議長が、議長の職務を行う。

衆議院議長に事故があるときは、参議院議長が、議長の職務を行う。

第二章 国会の会期及び休会

第十條 常会の会期は、百五十日間とする。

第十一條 臨時会及び特別会の会期は、両議院一致の議決で、これを定める。

第十二條 国会の会期は、両議院一致の議決で、これを延長することができる。

第十三條 前二條の場合において、両議院一致の議決に至らないときは、衆議院の議決したところによる。

第十四條 国会の会期は、召集の当日からこれを起算する。

第十五條 国会の休会は、両議院一致の議決を必要とする。

各議院は、七日以内においてその院の休会を議決することができる。

各議院は、議長において緊急の必要があると認めるとき、又は総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、国会の休会中又はその院の休会中でも会議を開くことができる。

第三章 役員及び経費

第十六條 各議院の役員は、左の通りとする。

- 一 議長
- 二 副議長
- 三 假議長
- 四 常任委員長
- 五 事務総長

第十七條 各議院の議長及び副議長は、各々一人とする。

第十八條 各議院の議長及び副議長の任期は、各々議員としての任期による。

第十九條 各議院の議長は、その議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する。

第二十條 議長は、委員会に出席し発言することができる。

第二十一條 各議院において、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が、議長の職務を行う。

第二十二條 各議院において、議長及び副議長に共に事故があるときは、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。

議院は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

第二十三條 各議院において、議長若しくは副議長が欠けたとき、又は議長及び副議長が共に欠けたときは、直ちにその選挙を行う。

第二十四條 仮議長の選挙の場合及び前條の選挙において議長の職務を行う者がいない場合には、事務総長が、議長の職務を行う。

第二十五條 常任委員長は、各議院において各々その常任委員の中からこれを選挙する。

第二十六條 各議院に、事務総長一人、参事その他必要な職員を置く。

第二十七條 事務総長は、各議院において国会議員以外の者からこれを選挙する。

参事その他の職員は、事務総長が、議長の同意を得てこれを任免する。

第二十八條 事務総長は、議長の監督の下に、議院の事務を統理し、公文に署名する。

参事は、事務総長の命を受け事務を掌理する。

第二十九條 事務総長に事故があるとき又は事務総長が欠けたときは、その予め指定する参事が、事務総長の職務を行う。

第三十條 役員は、議院の許可を得て辞任することができる。但し、閉会中は、議長において役員の辞任を許可することができる。

第三十一條 役員は、官吏と兼ねることができない。

第三十二條 両議院の経費は、独立して、國の予算に計上しなければならない。

前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

第四章 議員

第三十三條 各議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、会期中は、その院の許諾がなければ逮捕されない。

第三十四條 参議院の緊急集会中、参議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、参議院の許諾がなければ逮捕されない。

参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員は、参議院の要求があれば、緊急集会中これを釈放しなければならない。

第三十五條 議員は、一般官吏の最高の俸給額より少くない歳費を受ける。

第三十六條 議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる。

第三十七條 議員は、別に定める規則に従い、会期中及び公務のため自由に國有鉄道に乗車することができる。

第三十八條 議員は、会期中公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信をなすため、別に定めるところにより手当を受ける。

第三十九條 議員は、その任期中別に法律で定めた場合を除いては、官吏又は地方公共団体の吏員となることができない。

議員は、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、嘱託その他これに準ずる職務に就くことができない。但し、法律で定めた場合又は国会の議決に基く場合、この限りでない。

第五章 委員及び委員会

第四十條 各議院の委員は、常任委員及び特別委員とする。

第四十一條 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、同時に三箇を超える常任委員となることができない。

第四十二條 各議院の常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案、請願、陳情書その他を審査する。

- 一 外務委員会
- 二 治安及び地方制度委員会
- 三 国土計画委員会
- 四 司法委員会
- 五 文教委員会
- 六 文化委員会
- 七 厚生委員会
- 八 労働委員会
- 九 農林委員会
- 十 水産委員会
- 十一 商業委員会
- 十二 鉱工業委員会
- 十三 電気委員会
- 十四 運輸及び交通委員会
- 十五 通信委員会
- 十六 財政及び金融委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算委員会
- 十九 議院運営委員会
- 二十 図書館運営委員会
- 二十一 懲罰委員会

各議院において必要と認めたときは、前項各号以外の常任委員会を設けることができる。

第四十三條 各常任委員会には、少くとも二人の國會議員でない専門の知識を有する職員（これを専門的職員という）及び書記を常置する。但し、議院において不必要と認められたものについては、この限りでない。

専門的職員は、相当額の報酬を受け、他の職務を兼ねることができない。

専門的職員は、その職を辞した後二年間は、内閣行政各部における、いかなる職務にも就くことができない。

第四十四條 各議院の常任委員会は、他の議院の常任委員会と協議して合同審査会を開くことができる。

第四十五條 特別委員は、常任委員会の所管に属しない特定の事件を審査するため、議院において選任し、その委員会に付託された事件が、その院で議決されるまでその任にあるものとする。

特別委員長は、その委員がこれを互選する。

第四十六條 常任委員及び特別委員は、各派の所属議員数の比率により、これを各派に割当て選任する。

第四十七條 常任委員会及び特別委員会は、会期中に限り付託された事件を審査する。

常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された事件については、閉会中もなお、これを審査することができる。

第四十八條 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

第四十九條 委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第五十條 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第五十一條 委員会は、一般的関心及び目的を有する重要な案件について、公聴会を開き、眞に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聴くことができる。

予算及び重要な歳入法案については、前項の公聴会を開かなければならない。

第五十二條 委員会は、議員の外、委員長の許可を得た者が、傍聴することができる。但し、委員会の決議により秘密会とすることができる。

委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

第五十三條 委員長は、委員会の経過及び結果を議院に報告しなければならない。

第五十四條 委員会において廃棄された少数意見は、委員長の報告に次いで少数意見者がこれを議院に報告することができる。

議長は、少数意見の報告につき時間を制限することができる。

少数意見者が簡明な少数意見の報告書を議長に提出したときは、委員会の報告書と共にこれを会議録に掲載する。

第六章 会議

第五十五條 各議院の議長は、議事日程を定め、予めこれを議院に報告する。

第五十六條 すべて議員は、議案を發議することができる。

議案が發議又は提出されたときは、議長は、これを適當の委員会に付託し、その審査を経てこれを会議に付する。但し、特に緊急を要するものは、議院の議決で委員会の審査を省略することができる。

委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した議案は、これを会議に付さない。但し、委員会の決定の日から休会中の期間を除いて七日以内に議員二十人以上の要求があるものは、これを会議に付さなければならない。

前項但書の要求がないときは、その議案は廃案となる。

第五十七條 議案に対する修正の動議を議題とするには、二十人以上の賛成を要する。

第五十八條 内閣は、一の議院に議案を提出したときは、予備審査のため、その翌日以後他の議院に同一の案を送付しなければならない。

第五十九條 内閣が、各議院の会議又は委員会において議題となつた議案を修正し又は撤回するには、その院の承諾を要する。

第六十條 各議院が提出した議案については、その委員長（その代理者を含む）又は發議者は、他の議院において、提案の理由を説明することができる。

第六十一條 各議院の議長は、質疑、討論その他の発言につき、特に議院の議決があつた場合を除いて、時間を制限することができる。

議員が時間制限のため発言を終らなかつた部分につき特に議院の議決があつた場合を除いては、議長の認める範囲内において、これを会議録に掲載する。

第六十二條 各議院の会議は、議長又は議員十人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

第六十三條 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第六十四條 内閣は、内閣総理大臣が欠けたとき、又は辞表を提出したときは、直ちにその旨を両議院に通知しなければならない。

第六十五條 両議院の議決を要する議案について、最後の議決があつた場合、及び衆議院の議決が国会の議決となつた場合には、衆議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、内閣に送付する。

内閣総理大臣の指名については、衆議院議長から、内閣を経由してこれを奏上する。

第六十六條 法律は、奏上の日から三十日以内にこれを公布しなければならない。

第六十七條 一の地方公共団体のみに適用される特別法については、国会において最後の可決があつた場合は、別の法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票に付し、その過半数の同意を得たときに、さきの国会の議決が、確定して法律となる。

第六十八條 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。

第七章 國務大臣及び政府委員

第六十九條 内閣は、国会において國務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て政府委員を任命することができる。

第七十條 國務大臣及び政府委員が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

第七十一條 委員会は、議長を経由して國務大臣及び政府委員の出席を求めることができる。

第七十二條 委員会は、議長を経由して会計検査院の長及び検査官の出席説明を求めることができる。

第七十三條 議院の会議及び委員会に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを國務大臣及び政府委員に送付する。

第八章 質問及び自由討議

第七十四條 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

議長の承認がなかつた質問について、その議員から異議の申立があつたときは、議長は、これを承認するかどうかを議院に諮らなければならない。

議長又は議院の承認しなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、その主意書を会議録に掲載する。

第七十五條 議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に轉送する。

内閣は、質問主意書を受取つた日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁をしないときは、理由を明示することを要する。

第七十六條 質問が、緊急を要するときは、議院の議決により口頭で質問することができる。

第七十七條 質問に対する内閣の答弁に関し、議員の動議により、討論又は表決に付することができる。

第七十八條 各議院は、國政に関し議員に自由討議の機会を與えるため、少くとも、二週間に一回その會議を開くことを要する。

自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができる。

自由討議における発言の時間は、特に議院の議決があつた場合を除いては、議長がこれを定める。

第九章 請願

第七十九條 各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第八十條 請願は、各議院において委員会の審査を経た後これを議決する。

委員会において、議院の會議に付するを要しないと決定した請願は、これを會議に付さない。但し、議員二十人以上の要求があるものは、これを會議に付さなければならない。

第八十一條 各議院において採択した請願で、内閣において措置するを適當と認めたものは、これを内閣に送付する。

内閣は、前項の請願の処理の経過を毎年議院に報告しなければならない。

第八十二條 各議院は、各別に請願を受け互いに干預しない。

第十章 両議院関係

第八十三條 國會の議決を要する議案を甲議院において可決し、又は修正したときは、これを乙議院に送付し、否決したときは、その旨を乙議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案に同意し、又はこれを否決したときは、その旨を甲議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議院に回付する。

甲議院において乙議院の回付案に同意し、又は同意しなかつたときは、その旨を乙議院に通知する。

第八十四條 法律案について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決し及び衆議院の回付案に同意しなかつたときは、衆議院は、両院協議会を求めることができる。

第八十五條 予算及び衆議院先議の條約について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は、両院協議会を求めなければならない。

参議院先議の條約について、参議院において衆議院の回付案に同意しなかつたとき、又は衆議院において参議院の送付案を否決したときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

第八十六條 各議院において、内閣総理大臣の指名を議決したときは、これを他の議院に通知する。

内閣総理大臣の指名について、両議院の議決が一致しないときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

第八十七條 前三條に規定したものを除いて、國會の議決を要する事件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。

第八十八條 一の議院から両院協議会を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。

第八十九條 両院協議会は、各議院において選挙された各々十人の委員でこれを組織する。

第九十條 両院協議会の議長には、各議院の協議委員において夫々互選された議長が、毎会交代してこれに当る。その初会の議長は、くじでこれを定める。

第九十一條 両院協議会は、各議院の協議委員の各々三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第九十二條 両院協議会においては、その意見が一致したときに限り成案を議決する。

両院協議会の議事は、前項の場合を除いては、出席協議委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第九十三條 両院協議会の成案は、両院協議会を求めた議院において先ずこれを議し、他の議院にこれを送付する。

成案については、更に修正することができない。

第九十四條 両院協議会において、成案を得なかつたときは、各議院の協議委員議長は、各々その旨を議院に報告しなければならない。

第九十五條 各議院の議長は、両院協議会に出席して意見を述べることができる。

第九十六條 両院協議会は、國務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。

第九十七條 両院協議会は、傍聴を許さない。

第九十八條 この法律に定めるものの外、両院協議会に関する規程は、両議院の議決によりこれを定める。

第十一章 両院法規委員会

第九十九條 両院法規委員会は、両議院及び内閣に対し、新立法の提案並びに現行の法律及び政令に関して勧告し、且つ、國會関係法規を調査研究して、両議院に対し、その改正につき勧告する。

第一百條 両院法規委員会は、衆議院から選挙された十人の委員及び参議院から選挙された五人の委員でこれを組織し、その委員長は、委員会でこれを互選する。

委員の任期は、議員としての任期による。

第一百一條 両院法規委員会は、両議院において特に議決のない限り閉会中は、これを開くことができない。

第一百二條 両院法規委員会に関するその他の規定は、両議院の議決によりこれを定める。

第十二章 議院と國民及び官廳との關係

第一百三條 各議院は、審査又は調査のため、議員を派遣することができる。

第一百四條 各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに應じなければならない。

第百五條 内閣及び各省はその刊行物を国会図書館に送付しなければならない。

図書館運営委員会において必要と認めたものについては、内閣及び各省をしてこれを各議員に配付させることができる。

第百六條 各議院は、議案その他の審査又は國政に関する調査のため、証人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

第十三章 辞職、退職、補欠及び資格争訟

第百七條 各議院は、その議員の辞職を許可することができる。但し、閉会中は、議長においてこれを許可することができる。

第百八條 各議院の議員が、他の議院の議員となり、又は法律により議員たることのできない職務に任ぜられたときは、退職者となる。

第百九條 各議院の議員が、法律に定めた被選の資格を失つたときは、退職者となる。

第百十條 各議院の議員に欠員が生じたときは、その院の議長は、内務大臣に通知しなければならない。

第百十一條 各議院において、その議員の資格につき争訟あるときは、委員会の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その院の議員から文書でこれを議長に提起しなければならない。

第百十二條 資格争訟を提起された議員は、二人以内の弁護人を依頼することができる。

前項の弁護人の中一人の費用は、國費でこれを支弁する。

第百十三條 議員は、その資格のないことが証明されるまで、議院において議員としての地位及び権能を失わない。但し、自己の資格争訟に関する会議において弁明はできるが、その表決に加わることができない。

第十四章 紀律及び警察

第百十四條 国会の会期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の権は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行う。

参議院の緊急集会中は、前項の規定を準用する。

第百十五條 各議院において、必要とする警察官吏は、議長の要求により内閣がこれを派出し、議長の指揮を受ける。

第百十六條 会議中議員がこの法律又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議を終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第百十七條 議長は、議場を整理し難いときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

第百十八條 傍聴人が議場の妨害をするときは、議長は、これを退場させ、必要な場合は、これを警察官廳に引渡すことができる。

傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

第百十九條 各議院において、無礼の言を用い、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第二百十條 議院の会議又は委員会において、侮辱を被つた議員は、これを議院に訴えて処分を求めることができる。

第十五章 懲罰

第二百十一條 各議院において懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

議員は、二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内に提出しなければならない。

第二百十二條 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開議場における戒告
- 二 公開議場における陳謝
- 三 一定期間の登院停止
- 四 除名

第二百十三條 両議院は、除名された議員で再び当選した者を拒むことができない。

第二百十四條 議員が正当な理由がなくして召集日から七日以内に召集に應じないため、又は正当な理由がなくして会議又は委員会に欠席したため、若しくは請暇の期限を過ぎたため、議長が、特に招状を發し、その招状を受け取つた日から七日以内に、なお、故なく出席しない者は、議長が、これを懲罰委員会に付する。

第十六章 彈劾裁判所

第二百五條 裁判官の彈劾は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の裁判員で組織する彈劾裁判所がこれを行う。

彈劾裁判所の裁判長は、裁判員がこれを互選する。

第二百十六條 裁判官の罷免の訴追は、衆議院においてその議員の中から選挙された訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行う。

訴追委員会の委員長は、その委員がこれを互選する。

第二百十七條 彈劾裁判所の裁判員は、同時に訴追委員となることができない。

第二百十八條 各議院において裁判員を選挙する際及び衆議院において訴追委員を選挙する際、その予備員を選挙する。

第二百十九條 この法律に定めるものの外、彈劾裁判所及び訴追委員会に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第十七章 國會図書館及び議員会館

第三十條 議員の調査研究に資するため、國會に國會図書館を置く。

國會図書館は、一般にこれを利用させることができる。

第三十一條 議員の法制に関する立案に資するため、各議院に法制部を置く。

第三十二條 議員の職務遂行の便に供するため、議員会館を設け事務室を提供し、及び各議員に一人の事務補助員を付する。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

議院法は、これを廃止する。

この法律施行の際現に在職する衆議院の議長及び副議長は、この法律により衆議院の議長及び副議長が選挙されるまで、その地位にあるものとする。

この法律施行の際現に在職する衆議院及び貴族院の書記官長は、この法律により衆議院及び参議院の事務総長が選挙されるまで、夫々事務総長としての地位にあるものとする。

参議院成立当初における参議院の会議その他の手続及び内部の規律に関しては、参議院において規則を定めるまでは、衆議院規則の例による。

理 由

日本國憲法制定に伴い、國會法を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔資料〕

國會法案貴族院修正案（昭和 22 年 3 月 18 日）

國會法案

第一條第三項中「憲法」ヲ「日本國憲法」ニ改ム

第四十二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

各議院は、両院法規委員会の勧告に基いて、前項各号の常任委員会を増減し又は併合することができる。

第四十三條中「専門的職員」ヲ「専門調査員」に改ム

第五十一條第二項中「予算」ヲ「総予算」ニ改ム

第五十六條第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項の規定は、他の議院から送付された議案については、これを適用しない。

第五十八條中「翌日以後」ヲ「翌日以後五日以内に」ニ改ム

第八十四條第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

参議院は、衆議院の回付案に同意しなかつたときに限り前項の規定にかゝらず、その通知と同時に両院協議会を求めることができる。但し、衆議院は、この両院協議会の請求を拒むことができる。

第八十八條ヲ左ノ如ク改ム

第八十四條第二項但書の場合を除いては、一の議院から両院協議会を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。

第九十二條第一項ヲ左ノ如ク改ム

両院協議会においては、協議案が出席協議委員の三分の二以上の多数で議決されたとき成案となる。

第百條第一項中「五人」ヲ「八人」ニ改ム

〔資料〕

国会法（昭和 22 年 4 月 30 日公布）

国会法（昭和二十二年四月三十日法律第七十九号）

第一章 国会の召集及び開会式

第一条 国会の召集詔書は、集会の期日を定めて、これを公布する。

常会の召集詔書は、少なくとも二十日前にこれを公布しなければならない。

臨時会及び特別会（日本国憲法第五十四条により召集された国会をいう）の召集詔書の公布は、前項によることを要しない。

第二条 常会は、毎年十二月上旬にこれを召集する。但し、その会期中に議員の任期が満限に達しないようにこれを召集しなければならない。

第三条 臨時会の召集の決定を要求するには、いずれかの議院の総議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を経由して内閣に要求書を提出しなければならない。

第四条 参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定めて、参議院議長にこれを請求しなければならない。

第五条 議員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集会しなければならない。

第六条 各議院において、召集の当日に議長若しくは副議長がないとき、又は議長及び副議長が共にないときは、その選挙を行わなければならない。

第七条 議長及び副議長が選挙されるまでは、事務総長が、議長の職務を行う。

第八条 国会の開会式は、会期の始めにこれを行う。

第九条 開会式は、衆議院議長が、議長の職務を行う。

衆議院議長に事故あるときは、参議院議長が、議長の職務を行う。

第二章 国会の会期及び休会

第十条 常会の会期は、百五十日間とする。

第十一条 臨時会及び特別会の会期は、両議院一致の議決で、これを定める。

第十二条 国会の会期は、両議院一致の議決で、これを延長することができる。

第十三条 前二条の場合において、両議院一致の議決に至らないときは、衆議院の議決したところによる。

第十四条 国会の会期は、召集の当日からこれを起算する。

第十五条 国会の休会は、両議院一致の議決を必要とする。

各議院は、七日以内においてその院の休会を議決することができる。

各議院は、議長において緊急の必要があると認めるとき、又は総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、国会の休会中又はその院の休会中でも会議を開くことができる。

第三章 役員及び経費

第十六条 各議院の役員は、左の通りとする。

- 一 議長
- 二 副議長
- 三 仮議長
- 四 常任委員長
- 五 事務総長

第十七条 各議院の議長及び副議長は、各々一人とする。

第十八条 各議院の議長及び副議長の任期は、各々議員としての任期による。

- 第十九条 各議院の議長は、その議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する。
- 第二十条 議長は、委員会に出席し発言することができる。
- 第二十一条 各議院において、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が、議長の職務を行う。
- 第二十二条 各議院において、議長及び副議長に共に事故があるときは、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。
議院は、仮議長の選任を議長に委任することができる。
- 第二十三条 各議院において、議長若しくは副議長が欠けたとき、又は議長及び副議長が共に欠けたときは、直ちにその選挙を行う。
- 第二十四条 仮議長の選挙の場合及び前条の選挙において議長の職務を行う者がいない場合には、事務総長が、議長の職務を行う。
- 第二十五条 常任委員長は、各議院において各々その常任委員の中からこれを選挙する。
- 第二十六条 各議院に、事務総長一人、参事その他必要な職員を置く。
- 第二十七条 事務総長は、各議院において国会議員以外の者からこれを選挙する。
参事その他の職員は、事務総長が、議長の同意を得てこれを任免する。
- 第二十八条 事務総長は、議長の監督の下に、議院の事務を統理し、公文に署名する。
参事は、事務総長の命を受け事務を掌理する。
- 第二十九条 事務総長に事故があるとき又は事務総長が欠けたときは、その予め指定する参事が、事務総長の職務を行う。
- 第三十条 役員は、議院の許可を得て辞任することができる。但し、閉会中は、議長において役員を辞任を許可することができる。
- 第三十一条 役員は、官吏と兼ねることができない。
- 第三十二条 両議院の経費は、独立して、国の予算にこれを計上しなければならない。
前項の経費中には、予備金を設けることを要する。
- 第四章 議員
- 第三十三条 各議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、会期中その院の許諾がなければ逮捕されない。
- 第三十四条 参議院の緊急集会中、参議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、参議院の許諾がなければ逮捕されない。
参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員は、参議院の要求があれば、緊急集会中これを釈放しなければならない。
- 第三十五条 議員は、一般官吏の最高の給料額より少くない歳費を受ける。
- 第三十六条 議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる。
- 第三十七条 議員は、別に定める規則に従い、会期中及び公務のため自由に国有鉄道に乗車することができる。
- 第三十八条 議員は、会期中公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信をなすため、別に定めるところにより手当を受ける。

第三十九条 議員は、その任期中別に法律で定めた場合を除いては、官吏又は地方公共団体の吏員となることができない。

議員は、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、嘱託その他これに準ずる職務に就くことができない。但し、法律で定めた場合又は国会の議決に基く場合は、この限りでない。

第五章 委員及び委員会

第四十条 各議院の委員会は、常任委員会及び特別委員会とする。

第四十一条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少なくとも一箇の常任委員となる。但し、同時に三箇を超える常任委員となることができない。

第四十二条 各議院の常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案、請願、陳情書その他を審査する。

- 一 外務委員会
- 二 治安及び地方制度委員会
- 三 国土計画委員会
- 四 司法委員会
- 五 文教委員会
- 六 文化委員会
- 七 厚生委員会
- 八 労働委員会
- 九 農林委員会
- 十 水産委員会
- 十一 商業委員会
- 十二 鉱工業委員会
- 十三 電気委員会
- 十四 運輸及び交通委員会
- 十五 通信委員会
- 十六 財政及び金融委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算委員会
- 十九 議院運営委員会
- 二十 図書館運営委員会
- 二十一 懲罰委員会

各議院は、両院法規委員会の勧告に基づいて、前項各号の常任委員会を増減し又は併合することができる。

第四十三条 各常任委員会には、少くとも二人の国会議員でない専門の知識を有する職員（これを専門調査員という）及び書記を常置する。但し、議院において不必要と認めたものについては、この限りでない。

専門調査員は、相当額の報酬を受け、他の職務を兼ねることができない。

専門調査員は、その職を辞した後二年間は、内閣行政各部における、いかなる職務にも就くことができない。

第四十四条 各議院の常任委員会は、他の議院の常任委員会と協議して合同審査会を開くことができる。

第四十五条 特別委員は、常任委員会の所管に属しない特定の事件を審査するため、議院において選任し、その委員会に付託された事件がその院で議決されるまでその任にあるものとする。

特別委員長は、その委員がこれを互選する。

第四十六条 常任委員及び特別委員は、各派の所属議員数の比率により、これを各派に割当て選任する。

第四十七条 常任委員会及び特別委員会は、会期中に限り、付託された事件を審査する。

常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された事件については、閉会中もなお、これを審査することができる。

第四十八条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

第四十九条 委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第五十条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第五十一条 委員会は、一般的関心及び目的を有する重要な案件について、公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聴くことができる。

総予算及び重要な歳入法案については、前項の公聴会を開かなければならない。

第五十二条 委員会は、議員の外、委員長の許可を得た者が、これを傍聴することができる。但し、その委員会の決議により秘密会とすることができる。

委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

第五十三条 委員長は、委員会の経過及び結果を議院に報告しなければならない。

第五十四条 委員会において廃棄された少数意見は、委員長の報告に次いで少数意見者がこれを議院に報告することができる。

議長は、少数意見の報告につき、時間を制限することができる。

少数意見者が簡明な少数意見の報告書を議長に提出したときは、委員会の報告書と共にこれを会議録に掲載する。

第六章 会議

第五十五条 各議院の議長は、議事日程を定め、予めこれを議院に報告する。

第五十六条 すべて議員は、議案を発議することができる。

議案が発議又は提出されたときは、議長は、これを適當の委員会に付託し、その審査を経て会議に付する。但し、特に緊急を要するものは、議院の議決で委員会の審査を省略することができる。

委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した議案は、これを会議に付さない。但し、委員会の決定の日から休会中の期間を除いて七日以内に議員二十人以上の要求があるものは、これを会議に付さなければならない。

前項但書の要求がないときは、その議案は廃案となる。

前二項の規定は、他の議院から送付された議案については、これを適用しない。

第五十七条 議案に対する修正の動議を議題とするには、二十人以上の賛成を要する。

第五十八条 内閣は、一の議院に議案を提出したときは、予備審査のため、その翌日以後五日以内に他の議院に同一の案を送付しなければならない。

第五十九条 内閣が、各議院の会議又は委員会において議題となつた議案を修正し、又は撤回するには、その院の承諾を要する。

第六十条 各議院が提出した議案については、その委員長（その代理者を含む）又は発議者は、他の議院において、提案の理由を説明することができる。

第六十一条 各議院の議長は、質疑、討論その他の発言につき、特に議院の議決があつた場合を除いて、時間を制限することができる。

議員が時間制限のため発言を終らなかつた部分につき特に議院の議決があつた場合を除いては、議長の認める範囲内において、これを会議録に掲載する。

第六十二条 各議院の会議は、議長又は議員十人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

第六十三条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第六十四条 内閣は、内閣総理大臣が欠けたとき、又は辞表を提出したときは、直ちにその旨を両議院に通知しなければならない。

第六十五条 両議院の議決を要する議案について、最後の議決があつた場合、及び衆議院の議決が国会の議決となつた場合には、衆議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。

内閣総理大臣の指名については、衆議院議長から、内閣を経由してこれを奏上する。

第六十六条 法律は、奏上の日から三十日以内にこれを公布しなければならない。

第六十七条 一の地方公共団体のみに適用される特別法については、国会において最後の可決があつた場合は、別に法律で定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票に付し、その過半数の同意を得たときに、さきの国会の議決が、確定して法律となる。

第六十八条 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。

第七章 国務大臣及び政府委員

第六十九条 内閣は、国会において国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て政府委員を任命することができる。

第七十条 国務大臣及び政府委員が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

第七十一条 委員会は、議長を経由して国務大臣及び政府委員の出席を求めることができる。

第七十二条 委員会は、議長を経由して会計検査院の長及び検査官の出席説明を求めることができる。

第七十三条 議院の会議及び委員会に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを国務大臣及び政府委員に送付する。

第八章 質問及び自由討議

第七十四条 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

議長の承認しなかつた質問について、その議員から異議を申立があつたときは、議長は、これを承認するかどうかを議院に諮らなければならない。

議長又は議院の承認しなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、議長は、その主意書を会議録に掲載する。

第七十五条 議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する。

内閣は、質問主意書を受け取つた日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁しないときは、理由を明示することを要する。

第七十六条 質問が、緊急を要するときは、議院の議決により口頭で質問することができる。

第七十七条 質問に対する内閣の答弁に関し、議員の動議により、討論又は表決に付することができる。

第七十八条 各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少くとも、二週間に一回その会議を開くことを要する。

自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができる。

自由討議における発言の時間は、特に議院の議決があつた場合を除いては、議長がこれを定める。

第九章 請願

第七十九条 各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第八十条 請願は、各議院において委員会の審査を経た後これを議決する。

委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した請願は、これを会議に付さない。但し、議員二十人以上の要求があるものは、これを会議に付さなければならない。

第八十一条 各議院において採択した請願で、内閣において措置するを適当と認めたものは、これを内閣に送付する。

内閣は、前項の請願の処理の経過を毎年議院に報告しなければならない。

第八十二条 各議院は、各別に請願を受け互いに干渉しない。

第十章 両議院関係

第八十三条 国会の議決を要する議案を甲議院において可決し、又は修正したときは、これを乙議院に送付し、否決したときは、その旨を乙議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案に同意し、又はこれを否決したときは、その旨を甲議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議院に回付する。

甲議院において乙議院の回付案に同意し、又は同意しなかつたときは、その旨を乙議院に通知する。

第八十四条 法律案について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決し及び衆議院の回付案に同意しなかつたときは、衆議院は、両院協議会を求めることができる。

参議院は、衆議院の回付案に同意しなかつたときに限り前項の規定にかかわらず、その通知と同時に両院協議会を求めることができる。但し、衆議院は、この両院協議会の請求を拒むことができる。

第八十五条 予算及び衆議院先議の条約について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は、両院協議会を求めなければならない。

参議院先議の条約について、参議院において衆議院の回付案に同意しなかつたとき、又は衆議院において参議院の送付案を否決したときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

第八十六条 各議院において、内閣総理大臣の指名を議決したときは、これを他の議院に通知する。

内閣総理大臣の指名について、両議院の議決が一致しないときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

第八十七条 前三条に規定したものを除いて、国会の議決を要する事件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。

第八十八条 第八十四条第二項但書の場合を除いては、一の議院から両院協議会を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。

第八十九条 両院協議会は、各議院において選挙された各々十人の委員でこれを組織する。

第九十条 両院協議会の議長には、各議院の協議委員において夫々互選された議長が、毎会更代してこれに当る。その初会の議長は、くじでこれを定める。

第九十一条 両院協議会は、各議院の協議委員の各々三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第九十二条 両院協議会においては、協議案が出席協議委員の三分の二以上の多数で議決されたとき成案となる。

両院協議会の議事は、前項の場合を除いては、出席協議委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第九十三条 両院協議会の成案は、両院協議会を求めた議院において先ずこれを議し、他の議院にこれを送付する。

成案については、更に修正することができない。

第九十四条 両院協議会において、成案を得なかつたときは、各議院の協議委員議長は、各々その旨を議院に報告しなければならない。

第九十五条 各議院の議長は、両院協議会に出席して意見を述べることができる。

第九十六条 両院協議会は、国务大臣及び政府委員の出席を要求することができる。

第九十七条 両院協議会は、傍聴を許さない。

第九十八条 この法律に定めるものの外、両院協議会に関する規程は、両議院の議決によりこれを定める。

第十一章 両院法規委員会

第九十九条 両院法規委員会は、両議院及び内閣に対し、新立法の提案並びに現行の法律及び政令に関して勧告し、且つ、国会関係法規を調査研究して、両議院に対し、その改正につき勧告する。

第一百条 両院法規委員会は、衆議院から選挙された十人の委員及び参議院から選挙された八人の委員でこれを組織し、その委員長は、委員会でこれを互選する。

委員の任期は、議員としての任期による。

第一百一条 両院法規委員会は、両議院において特に議決のない限り閉会中は、これを開くことができない。

第一百二条 両院法規委員会に関するその他の規定は、両議院の議決によりこれを定める。

第十二章 議院と国民及び官庁との関係

第一百三条 各議院は、審査又は調査のため、議員を派遣することができる。

第一百四条 各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

第一百五条 内閣及び各省は、その刊行物を国会図書館に送付しなければならない。

国会図書館運営委員会において必要と認めたものについては、内閣及び各省をしてこれを各議員に配布させることができる。

第一百六条 各議院は、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

第十三章 辞職、退職、補欠及び資格争訟

第一百七条 各議院は、その議員の辞職を許可することができる。但し、閉会中は、議長においてこれを許可することができる。

第一百八条 各議院の議員が、他の議院の議員となり、又は法律により議員たることのできない職務に任ぜられたときは、退職者となる。

第一百九条 各議院の議員が、法律に定めた被選の資格を失つたときは、退職者となる。

第一百十条 各議院の議員に欠員が生じたときは、その院の議長は、内務大臣に通知しなければならない。

第一百十一条 各議院において、その議員の資格につき争訟があるときは、委員会の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その院の議員から文書でこれを議長に提起しなければならない。

第一百十二条 資格争訟を提起された議員は、二人以内の弁護人を依頼することができる。

前項の弁護人の中一人の費用は、国費でこれを支弁する。

第百十三条 議員は、その資格のないことが証明されるまで、議院において議員としての地位及び権能を失わない。但し、自己の資格争訟に関する会議において弁明はできるが、その表決に加わることができない。

第十四章 紀律及び警察

第百十四条 国会の会期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の権は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行う。

参議院の緊急集会中は、前項の規定を準用する。

第百十五条 各議院において、必要とする警察官吏は、議長の要求により内閣がこれを派出し、議長の指揮を受ける。

第百十六条 会議中議員がこの法律又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議を終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第百十七条 議長は、議場を整理し難いときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

第百十八条 傍聴人が議場の妨害をするときは、議長は、これを退場させ、必要な場合は、これを警察官庁に引渡すことができる。

傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

第百十九条 各議院において、無礼の言を用い、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第百二十条 議院の会議又は委員会において、侮辱を被つた議員は、これを議院に訴えて処分を求めることができる。

第十五章 懲罰

第百二十一条 各議院において懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

議員は、二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内にこれを提出しなければならない。

第百二十二条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開議場における戒告
- 二 公開議場における陳謝
- 三 一定期間の登院停止
- 四 除名

第百二十三条 両議院は、除名された議員で再び当選した者を拒むことができない。

第百二十四条 議員が正当な理由がなくて召集日から七日以内に召集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議又は委員会に欠席したため、若しくは請暇の期限を過ぎたため、議長が、特に招状を発し、その招状を受け取つた日から七日以内に、なお、故なく出席しない者は、議長が、これを懲罰委員会に付する。

第十六章 弾劾裁判所

第二百五十五条 裁判官の弾劾は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の裁判員で組織する弾劾裁判所がこれを行う。

弾劾裁判所の裁判長は、裁判員がこれを互選する。

第二十六条 裁判官の罷免の訴追は、衆議院においてその議員の中から選挙された訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行う。

訴追委員会の委員長は、その委員がこれを互選する。

第二十七条 弾劾裁判所の裁判員は、同時に訴追委員となることができない。

第二十八条 各議院において裁判員を選挙する際及び衆議院において訴追委員を選挙する際、その予備員を選挙する。

第二十九条 この法律に定めるものの外、弾劾裁判所及び訴追委員会に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第十七章 国会図書館及び議員会館

第三十条 議員の調査研究に資するため、国会に国会図書館を置く。

国会図書館は、一般にこれを利用させることができる。

第三十一条 議員の法制に関する立案に資するため、各議院に法制部を置く。

第三十二条 議員の職務遂行の便に供するため、議員会館を設け事務室を提供し、及び各議員に一人の事務補助員を付する。

附 則

この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

議院法は、これを廃止する。

この法律施行の際現に在職する衆議院の議長及び副議長は、この法律により衆議院の議長及び副議長が選挙されるまで、その地位にあるものとする。

この法律施行の際現に在職する衆議院及び貴族院の書記官長は、この法律により衆議院及び参議院の事務総長が選挙されるまで、夫々事務総長としての地位にあるものとする。

参議院成立当初における参議院の会議その他の手続及び内部の紀律に関しては、参議院において規則を定めるまでは、衆議院規則の例による。

参考文献

J・ウィリアムズ『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社、1989年

赤坂幸一「戦後議会制度改革の経緯（一）」『金沢法学 47（1）：1-250』、2004年

赤坂幸一「占領下における国会法立案過程—新資料・「内藤文書」による解明—」『議会政治研究 No.74 平成 17 年 6 月』議会政治研究会、2005年

岡崎加奈子「国会法の変遷と委員会制度の展開」法学志林 101 卷、2004年

梶田秀「国会法の制定—GHQ の合理的行動と議院自律権の後退—」『年報政治学 2009- I 民主政治と政治制度』（Vol.60-1）、日本政治学会、2009年

西沢哲四郎「国会法立案過程における GHQ との関係」西沢哲四郎文書 248、国立国会図書館、1954年